

遊佐町告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第539回遊佐町議会定例会を令和2年9月8日遊佐町役場に招集する。

令和2年8月6日

遊佐町長 時田 博機

第539回遊佐町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年9月8日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

※発議案件の審議及び採決

日程第 4 発議第6号 遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会の設置について

日程第 5 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
10番	高	橋	冠	治	君	11番	斎	藤	弥	志	夫	君
12番	土	門	治	明	君							

欠席議員 1名

9番 阿 部 満 吉 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君
総 務 課 長	堀			修	君	企 画 課 長	高	橋		務	君
産 業 課 長	佐	藤	啓	之	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君
健 康 福 祉 課 長	中	川	三	彦	君	町 民 課 長	高	橋	晃	弘	君
会 計 管 理 者 会 長	佐	藤	光	弥	君	教 育 長	那	須	栄	一	君
教 育 委 員 会 長	高	橋	善	之	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君
教 育 委 員 会 選 挙 管 理 委 員 会 長	石	垣	ヒ	口	子	代 表 監 査 委 員	金	野	周	悦	君

☆

出席した事務局職員

局 長	佐	藤	廉	造	議 事 係 長	東	海	林	エ	リ	書 記	瀧	口	めぐみ
書 記	菅	原		悠										

☆

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第539回遊佐町議会9月定例会を開会いたします。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、9番、阿部満吉議員が病気療養中のため欠席、その他全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として、町長をはじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により6番、松永裕美議員、7番、菅原和幸議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第539回遊佐町議会定例会の運営について、去る8月18日及び8月27日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日9月8日から9月18日までの11日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。次に、発議案件1件の発議及び採決を行い、その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の9月9日は、前日に引き続き一般質問を行い、5人を予定しております。続いて、令和2年度各会計補正予算5件及び事件案件1件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の9月10日は、終日各常任委員会を行います。

第4日目の9月11日は、補正予算審査特別委員会をおおむね午後3時頃まで行い、その後本会議を開催し、事件案件1件の審議及び採決、令和2年度補正予算審査結果報告及び採決を行います。続いて、条例案件7件、事件案件2件、令和元年度各会計歳入歳出決算7件を一括上程し、決算審査については恒例により決算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第5日目の9月12日及び第6日目の9月13日は、週休日のため休会といたします。

第7日目の9月14日及び第8日目の9月15日は、終日各常任委員会を開きます。

第9日目の9月16日は、議案調査等のため休会といたします。

第10日目の9月17日には、終日決算審査特別委員会を開きます。

第11日目の9月18日には、前日に引き続き決算審査特別委員会をおおむね午後3時頃まで行い、審査を終了したいと思います。その後本会議を開催し、条例案件7件の審議及び採決を行います。続いて、令和元年度各会計の決算審査結果報告及び採決、事件案件1件の審議及び採決、人事案件3件の審議及び採決、発議案件2件の審議及び採決を行い、終了次第、第539回定例会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日9月8日より9月18日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長報告を行います。

議長報告

1. 財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町長より報告があった。

○令和2年8月18日付

・令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率

- | | |
|------------|---------|
| ① 実質赤字比率 | 黒字のためなし |
| ② 連結実質赤字比率 | 黒字のためなし |
| ③ 実質公債費比率 | 9.0% |
| ④ 将来負担比率 | 64.9% |
| ⑤ 資金不足比率 | 黒字のためなし |

2. 系統議長会について

☆山形県町村議会議長会臨時総会

1. 期 日 令和2年8月3日（月）

2. 場 所 山 形 市

3. 案 件

議 事

(1) 報告第4号 会務報告

(2) 議案第4号 令和元年度山形県町村議会議長会収入支出決算

収入総額 40,427,228円

支出総額 36,433,700円

差引額 3,993,528円

(3) 議案第5号 各地方提出議題

(庄内地方)

- ・羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について
- ・一般県道「余目・松山線」庄内橋の架け替え促進について
- ・主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋の架け替え促進について

(村山地方)

- ・村山地方における国道・県道等道路網の整備促進について
- ・鳥獣被害対策について
- ・複式学級の学級編成基準の緩和について

(置賜地方)

- ・置賜地域における主要道路網の整備促進について
- ・自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援について

(最上地方)

- ・高速道路網の整備促進について
- ・国道の整備促進について

次に、組合議会報告を行います。

初めに、庄内広域行政組合議会について、小職より行います。

組合議会報告

令和2年8月19日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

庄内広域行政組合

議員 土門治明

組合議会報告について

組合議会が開催されましたので、次のとおり報告します。

記

1. 招集日時 令和2年8月19日(水) 午後2時

2. 場 所 ホテルリッチ&ガーデン酒田

3. 付議案件

(1) 報第1号 令和元年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

事業名	市場改修事業
翌年度繰越額	19,582,420円

(2) 認第1号 令和元年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

収入済額	16,737,606円
支出済額	14,727,860円
歳入歳出差引残額	2,009,746円

(3) 認第2号 令和元年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

収入済額	102,700,000円
支出済額	102,700,000円
歳入歳出差引残額	0円

(4) 認第3号 令和元年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額	168,373,069円
支出済額	144,794,392円
歳入歳出差引残額	23,578,677円

(5) 認第4号 令和元年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額	709,892,526円
支出済額	702,552,095円
歳入歳出差引残額	7,340,431円

4. 審議の結果

(2)～(5) 原案認定

次に、酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表して8番、赤塚英一議員より報告願います。
8番、赤塚英一議員、登壇願います。

8番(赤塚英一君) おはようございます。

組合議会報告

令和2年8月26日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

酒田地区広域行政組合

議員 赤塚英一

議員 菅原和幸

組合議会報告について

組合議会に出席しましたので、次のとおり報告します。

記

☆6月臨時会

1. 招集日時 令和2年6月24日(水) 午後2時

2. 場所 酒田地区広域行政組合議会議場

3. 付議案件

(1) 報第2号 令和元年度酒田地区広域行政組合会計継続費繰越計算書の報告について

(2) 報第3号 令和元年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

事業名 消防庁舎整備事業

翌年度繰越額 71,182,000円

(3) 議第8号 物品の取得について

取得の目的 車両の更新

取得物品 高規格救急自動車 1台

取得の金額 19,052,000円

取得の相手方 山形トヨタ自動車株式会社 酒田店
店長 金 野 重 一

4. 審議の結果

(3) 原案可決

☆視察研修

1. 日 程 令和2年7月21日(火)
2. 視 察 先 最終処分場、リサイクルセンター、ごみ処理施設・し尿処理施設、消防署本署、新消防本部・本署庁舎建設地

☆8月定例会

1. 招集日時 令和2年8月26日(水) 午後2時30分
2. 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場
3. 付議案件

(1) 認第1号 令和元年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について

収入済額	5,567,685,983円
支出済額	5,472,102,581円
歳入歳出差引残額	95,583,402円

(2) 議第9号 令和2年度酒田地区広域行政組合会計補正予算(第1号)

補正前の額	4,870,243千円
補 正 額	75,321千円
補正後の額	4,945,564千円

(3) 議第10号 令和2年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について
遊佐町分

消費費分担金	変更前	70,784千円
	変更額	296千円
	変更後	71,080千円

(4) 議第11号 請負契約の変更について(新消防本部・本署庁舎建設工事(建築工事))

契約の金額	変更前	1,823,800千円
	変更額	7,920千円
	変更後	1,831,720千円

4. 審議の結果

(1) 原案認定

(2)～(4) 原案可決

以上です。

議 長(土門治明君) 続いて、一般行政報告について、本宮副町長より報告願います。

本宮副町長。

副町長(本宮茂樹君) おはようございます。

それでは、一般行政報告を行います。

一般行政報告。

令和2年9月8日

1、新庁舎建設及び外構工事について。新庁舎建設工事は8月末現在、エネルギー棟の建築工事がほぼ完成し、庁舎棟は鉄骨の建て方工事を行っています。概ね、工程表どおりに進捗しています。また、新庁舎外構工事の入札公告を7月30日に行いました。

2、遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部対応について。7月28日に、第14回対策本部会議を開催し、新しい生活様式の推進等を盛り込み、新型コロナウイルス感染症への本町対応方針を改正しました。改正内容について、チラシを7月31日に全戸配布しております。

また、国・県によるイベント等の開催制限期間の延長決定を受け、本町でも、国・県と同様に8月31日までの開催制限期間を9月30日まで延長することを決定しました。9月1日に、回覧文書で町民にお知らせしました。

3、町政座談会について。7月1日～9日まで、町内6地区で町政座談会を開催し、地域の様々な課題について率直な意見交換を行いました。

4、行政事務事業の外部評価について。11年目となる行政事務事業の外部評価に係る各課ヒアリングを7月13日、14日に行い、8月24日に報告書を取りまとめました。

5、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。町では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた地域経済や住民生活を支援する事業として、総額2億3,147万8,000円におよぶ12の事業を盛り込んだ、地方創生臨時交付金実施計画を国に提出しました。また、現在「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応とした第二次分の実施計画の取りまとめを行っています。

6、水循環の保全を巡る係争について。令和元年12月12日付で控訴された行政処分取消等請求控訴事件について、令和2年6月12日に第1回口頭弁論が仙台高裁にて行われました。この日の審理で結審となり、判決言渡し期日は9月29日となっています。

また、裁判所から裁判の進行とは別に非公開による和解協議の場が設けられております。これまで6月12日、7月13日、8月28日に協議を行い、第4回和解期日は9月25日に設定されています。

7、知事と若者の地域創生ミーティングについて。9月3日、吹浦防災センターにおいて、山形県との共催により「知事と若者の地域創生ミーティング」を開催しました。本事業は、約3年かけて県内全市町村において開催するもので、吉村県知事と時田町長が町内の若者9名と、地域課題をはじめ、若者が目標に向かって頑張っていることなどを話し合い、充実した意見交換となりました。

8、特別定額給付金給付事業について。5月11日より申請受付を開始し、8月7日に申請期限を迎えました。8月20日に最終の振込を行い、本町の給付対象者13,553人のうち、99.9%にあたる13,539人に対して、総額13億5,390万円の給付実績となりました。

9、パーキングエリアタウン整備事業について。基本計画の中で掲げている、インターチェンジから道の駅にアクセスする際の利便性を重視した接続方法の実現に向けて、7月20日に山形県県土整備部長に要望書を提出しました。また、これまで検討してきたことの再確認や課題の洗い出しを図るべく、8月26日に国土交通省・山形県・遊佐町による第8回目となる勉強会を行いました。

10、ハンガリー・ソルノク市派遣事業について。6月の遊佐町国際交流推進協議会総会において、新型コロナウイルス感染症に係る現状と国の方針を説明のうえ、状況によっては事業を中止させていただく旨の了承をいただいていたが、8月11日に実施した課長会議で協議のうえ、派遣時期までの収束が見込めず、事業の計画・実施が困難な状況であることから正式に事業の中止を決定しました。

11、定住促進施策について。県境を跨いだ移動の自粛などで、受入れを停止していた広野・布倉のお試し住宅について、7月1日より利用を再開しました。しかし、依然として首都圏等の地域からの利用は見合わせていただくなど、慎重に対応しています。また、首都圏での移住相談会などは開催できない状況が続いていますので、web会議システムZOOMを用いたオンライン移住相談の受付も始めました。コロナ禍により、自然豊富な地方暮らしへの関心が高まっていますので、問い合わせに対しては積極的に対応していきます。

12、空き家再生地域おこし事業について。空き家再生地域おこし事業の第3弾として、吹浦宿町の空き家を食堂にリノベーションし、DIY工事など開店準備期間を経て、7月15日に「清水森食堂」としてオープンしました。店主は今年4月末で地域おこし協力隊を退任した高橋可奈絵さんで、日替わりのランチや金曜・土曜は夜も営業を行うなど、開店当初から多くの方が利用しています。今後も地域のにぎわいの創出と活性化につながるものと期待しています。

13、リノベーション住宅「ゆぎの家」について。山形県と遊佐町、山形県すまい・まちづくり公社、東北芸術工科大学の4者が連携して行った、空き家買取り再販事業による十日町のリノベーション住宅を、すまい・まちづくり公社で庭・外構の整備を行い、再度販売促進に取り組んだ結果、本町の30代の夫婦が購入し、1歳の子供と8月に入居しました。中心市街地の空き家の解消と、若者の定住へつなげるモデル事業として実施したものです。

14、鳥海山夏山開きについて。7月1日に夏山開き神事が鳥海山大物忌神社で行われましたが、今年度は七合目の御浜小屋、山頂の御室小屋が営業を見合わせた状況でのスタートとなりました。

御浜、山頂の公衆トイレについては、長梅雨の影響でヘリによる管理物資の荷上げ作業が8月下旬にずれこみ、予定より大幅に開設が遅れ、登山客の皆様に変えご迷惑をおかけしました。現在は開設作業も終え、通常通り使用できる状態となっています。

また、湯ノ台口の滝ノ小屋については、宿泊受入定数を半数にして営業していますが、今のところ例年並みの利用状況です。

コロナ禍の影響で三密を避けるためか、登山への関心が高くなっているようで多くの登山者で賑っていますが、山岳関係者の協力のもと登山者の安全確保に努めています。

15、海水浴場の開設について。海水浴場については、新型コロナウイルス感染症の推移、近隣自治体等の動向を注視しつつ開設準備を進め、7月17日晴天のなか海水浴場開きを行うことができました。

西浜・釜磯は17日から、十里塚は地元運営委員会の協力のもと19日より営業を開始し、8月16日までのおよそ1カ月間の開設となりました。西浜の浜茶屋については営業を見合わせたものの、キッチンカー4台から出店していただきました。

天候不順により遊泳禁止日も多かったものの、多くの海水浴客から来場いただき、大きな事故も無く無事に終えることができました。運営に関わった皆様からは、通常の安全管理だけでなく、感染症対策にも

配慮いただきました。

16、園芸大国やまがた産地育成支援事業（県単）について。申請していた2件が交付決定され、令和3年3月の竣工に向けて事業を進めているところです。

内訳は、「遊佐アスパラガス第四組合」のパイプハウス5棟が2,727㎡で4,223万1,465円、「遊佐園芸第二研究会」のパイプハウス6棟が547.2㎡で2,425万3,270円、の2件であります。

17、環境保全型農業直接支払交付金事業に係るGAP研修の実施状況について。6月に行った事前調査の結果、3団体より報告があり、実施面積94,798a、実施予定者総数348名となっております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月25日に書面でのGAP研修を実施しております。

18、令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援事業について。国庫補助事業である先進的農業経営確立支援タイプの融資主体補助型について、申請していた4経営体の、5条刈コンバイン1台、6条刈コンバイン1台、50石籾乾燥機2台、55石籾乾燥機2台にかかる、総事業費3,788万9,830円が承認され、令和2年10月の竣工に向けて事業を進めております。

19、山形県経営競争力強化支援事業（県単）について。申請していた1事業者の、牛舎用給水新規配管工事にかかる、総事業費82万4,274円が承認され、8月11日に工事が完了しております。

20、松くい虫防除事業について。令和元年度分の被害木に対しては、6月のマツノマダラカミキリ羽化脱出前に、伐倒・破碎処理を完了しました。また、薬剤散布事業については、昨年度に引き続き、羽化予想時期に合わせ、5月下旬から6月下旬にかけて実施しました。

21、プレミアム付商品券事業について。新型コロナウイルス感染症により、影響を受けた町内の店舗等を応援し、地域経済の維持を図るため、1セット14,000円分の商品券を10,000円で販売するプレミアム付商品券事業を行いました。7月27日から8月21日までは、遊佐町民の全世帯に平等に行き渡るように購入単位を「1世帯2セット限定」とし、約53%の世帯から購入をしていただきました。少しでも早く経済を立て直すために、8月23日から要件を緩和し、1人2セットまでとし販売期間を延長しましたが、翌日の8月24日をもってすべての商品券9,000セットが完売をいたしました。

22、ふるさとづくり寄付金（ふるさと納税）について。8月28日現在、庄内米、メロン・スイカ・柿を中心に、13,836件1億6,444万5,000円の寄付をいただき、件数では昨年同比で約3.2倍、寄付金額も約2.8倍の伸びとなっております。

23、遊佐町地域活性化拠点施設（旧「え〜こや八福神」）について。共同加工所の見学会を6月13日に実施したところ、町内外から22名の参加がありました。新たな特産品の開発を期待していましたが、現在の利用実績は8月中の利用1件と少ないものになっています。今後は定期的に見学会を開催し、加工の目的を聞き取りしながら、利用者にあった活用方法を提案するなど、工夫をしていきます。

24、新型コロナウイルス感染症対策第二次緊急経済支援事業について。地域産業、地域経済の維持を図るため、5月15日から新型コロナウイルス感染症対策の第二次支援として観光宿泊業、飲食業、小売業のほか、製造業、生活関連サービス業等を追加し、第二次緊急経済支援助成金の申請を受け付けました。

7月31日までに331件3,141万4,000円の交付を行い、地域経済の維持に努めました。

25、住宅支援事業について。住宅支援事業の8月15日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金104件、定住住宅新築支援金16件、定住住宅取得支援金1件となっております。この内、下水道等接続を

伴うリフォーム件数は19件となっております。

26、遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について。再生可能エネルギー設備導入事業費補助金は、一般家庭や事業所に対して設備設置の助成を行うもので、現在の受付状況は、太陽光発電設備について、5件となっております。

27、下水道事業について。8月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,047戸のうち2,993戸で、接続率74.0%となっております。

農業集落排水区域では、供用開始戸数505戸のうち432戸で、接続率85.5%となっております。

28、上水道事業について。排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2水曜日に実施しております。また、強制排泥作業は今年度3回の実施を計画しており、9月23日に第3回目を予定しています。

以上であります。

議長（土門治明君） 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長（那須栄一君） 教育行政報告。

令和2年9月8日

1、教育委員会会議の開催状況について。6月22日、7月27日、8月28日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町社会教育委員補欠委員及び遊佐町生涯学習センター運営審議会委員補欠委員の委嘱、令和3年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書の新採択、令和元年度教育委員会事務の点検・評価に関する報告の承認、遊佐町指定天然記念物の指定解除、旧青山本邸の設置及び管理に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定、要保護・準要保護児童生徒の認定についての議案が可決されました。

2、遊佐町立小学校新校開校準備委員会について。新型コロナウイルスの影響により部会等の開催を見合わせておりましたが、6月29日に総務部会、7月9日にPTA部会、7月16日に学校部会が開催され、3つの部会での協議が再開されました。9月4日には理事会が開催され、新校の校舎増築工事における位置や工法等について協議し決議しました。

3、学校運営について。各校では、授業時数確保のために教育課程の大幅な見直しが行われ、例年よりも短い夏休みとなりましたが、事故もなく2学期の教育活動が順調に始まりました。各種行事は中止や縮小開催となっておりますが、中学校では第28回大運動会が終わり、小学校では秋季運動会に向けて準備を進めているところです。今後も、日々の感染症対策に重点を置いた学校運営が当面続くものと思われます。

山形県中学校総合体育大会や飽海地区大会は中止となりましたが、中学3年生が区切りをつけるための部活動ごとの練習試合や競技団体主催の試合等が実施されました。

4、コミュニティ・スクールの推進について。6月12日の高瀬小学校を皮切りに、7月上旬にかけて各校の第1回学校運営協議会が開催されました。今年度は、各校とも年3回の開催を計画していますが、学校運営協議会の委員が一堂に会する第1回コミュニティ・スクール推進会議は、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

7月21日には地域学校協働活動推進員連絡会を開催し、地域学校協働活動推進員7名に委嘱状を交付しました。今後は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に取り組んでいきます。

5、学校教育施設整備について。学校教育施設の整備にかかる工事について、次のとおり完成しました。

8月31日：遊佐小学校体育館東・南・北面外壁改修工事。

6、遊佐高等学校就学支援事業について。遊佐高校支援の会の申請に基づき、町から前期補助金が交付され、この補助金を基に介護職員初任者研修を受講する生徒11人に対する受講支援金27万5,000円、進路指導等補助金48万6,000円、教育振興補助金58万5,000円が給付されました。

県外からの留学生の募集については、「地域みらい留学」によるオンラインでの説明会に参加し、7月25日～26日及び8月22日～23日に遊佐高校の説明会を実施しました。また、新型コロナウイルスへの対策を万全にしながら、県外から訪れた遊佐高校の見学希望者8人に対する個別相談会を実施しました。

7、文化財保護審議会の開催について。第2回の文化財保護審議会を6月29日に開催し、松くい虫被害があった町指定天然記念物の「丸子の社叢」について、「指定解除が適当である」という答申書が教育委員会に提出されました。

8、史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会の開催について。第1回目の委員会を7月16日に開催し、委員8名の委嘱を行うとともに正副の委員長を選任したほか、小山崎遺跡のもつ可能性や、将来の整備の方向性について協議しました。今後委員会を随時開催し、小山崎遺跡を確実に保存管理し、活用していくための基本方針を定めた計画を来年度中に策定すべく、作業を進めてまいります。

9、「遊佐町史下巻」編さん事業について。第1回の遊佐町史編さん・編集合同委員会を8月26日に開催し、委員の委嘱を行うとともに執筆作業の進捗状況を確認しました。入稿が計画より遅れていますが、令和3年度内の刊行をめざすことを再確認しました。

10、少年町長・少年議会について。第18期少年町長については、立候補者が1人であったため無投票当選となりましたが、少年議員については、定数10人を大幅に上回る16人の立候補があり、第2期以来の選挙となりました。6月26日に開催した第1回少年議会では、当選証書の付与及び少年副町長等の任命書が交付され、全員の所信表明が行われました。

その後、6回の全員協議会を経て、先に実施したアンケート結果と議員の意見を基に一般質問と政策提言をまとめ、8月27日に第2回少年議会を開催しました。

11、遊佐町元気です！ワンデーウォークについて。奥の細道・鳥海ツーデーマーチの中止に伴い、代替事業として10月10日に「遊佐町元気です！ワンデーウォーク」の開催を予定しておりますが、8月17日より募集を行った結果、延べ6コース全体で900名の定員に対し、9月7日現在で557名の申込みがありました。引続き9月25日まで募集を継続し、感染症対策を万全に行い大会の成功をめざします。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第4、発議第6号 遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会の正副委員長互選のため、本会議を休憩いたします。

（午前10時50分）

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

議 長（土門治明君） 遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会委員長に高橋冠治議員、同副委員長に阿部満吉議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

次に、日程第5、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） おはようございます。

先日某テレビ番組の全国版で、鳥海山の湧き水を映し、水の山と題し、丸池様、釜磯、そして女鹿の神泉の水などの湧き水が紹介されました。古くは縄文時代から変わらず私たちの生活の営みに欠かせない命の水として利用してきた水は、あって当たり前ではなく、世界的にもとても貴重なものだと思えて思っている内容でした。そんなおいしい水を毎日頂けることに感謝をし、第539回遊佐町議会定例会の1番目の質問をさせていただきます。町民の皆さんにとっては、一分一秒でも早く、時間を要する内容ですので、町長にはその判断も含めたご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、2つの質問をさせていただきます。私たちは、毎日きれいな鳥海山を眺めておりますが、最近少し変わってきたようにも思われます。鳥海山には、古くから万年雪として心字の雪という雪渓が山の恵みとして人々の生活に関わってきました。夏を越し、また新たな初冬の雪に覆われる万年雪が近年異常気象により姿を消し始めています。集中豪雨、季節外れの異常気温などで四季の移り変わりがぼやけ、夏と冬の2つの季節になってきたようにも思えます。そんな異常気象が続く中で、今年の7月28日、まさかと思う、そんな災害が最上川でも発生しました。ゲリラ豪雨とも言える大雨により最上川が

氾濫し、災害地区では800棟を超える家屋が浸水、道路の寸断、そして断水、農業被害が出ております。皆さんも記憶に新しいかと思えます。しかし、こんな大きな災害でも、けがをされた方が1人と少なかったことは不幸中の幸いではなかったでしょうか。これには、行政トップの早めの判断、町職員の機転を利かせた避難通知の手段や町民の災害に対する意識などがありました。そこには、先日の熊本豪雨が町民や町職員の判断に影響を与えていたのではないのでしょうか。さらに、河口の酒田市では、川の水位の上昇により早めの避難指示が出され、多くの市民の皆さんが公共施設、小学校などへ避難されました。振り返ってみますと、前回の537回定例会で感染症対策の避難所開設などを質問させていただきました。その中で、5月26日付で県の感染症対策ガイドラインが出されており、対策の見直しが図られているので、現在検討を進めているとの答弁がありました。我が町でも、町内を月光川が流れ、海があり、火山があり、自然災害がいつ起こるか分からない状況でもあります。災害に備え、町の長期化対応の避難場所の確認をしてみますと、小学校、中学校、高等学校、各地区まちづくりセンター、杉沢伝承館、しらい自然館、町民体育館、2つの保育園と防災マップに記載があります。コロナ対応や災害に備えた行政と各地域、施設、学校関係者などの合同の避難訓練などの対策やその開催を含め、防災倉庫の備蓄や避難時の在り方、災害時の在り方、それに対応する学校施設等対応の避難所開設のマニュアルなど、すぐにでも必要と考えるが、その対応を伺います。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症対策として町独自の小規模事業者支援のプレミアム商品券が7月27日から発行されました。9,000セットの発行に対して、購入世帯の状況と利用状況、また町民への周知はどのように行われ、多くの町民への周知ができていたのか。そして、今後の経済支援の見解を伺います。

以上、2つの質問を壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、539回遊佐町議会9月定例会、最初の一般質問者であります2番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

答弁に入ります前に、山形県では、4月28日、最上川が大氾濫、県内でも大変多くの浸水等の被害があり、死亡者はいなかったものの、本当被災された皆様にはお見舞いを申し上げるところであります。また、先週末に台風10号ですか、特別警報の予告もされたものの、南西諸島から九州一帯、大きな被害をもたらされました。死亡者がもう出て、そして被災された方は本当これまでにない規模だということですし、台風によって事前にこのような大きな規模で避難勧告をしたということはまず事例がほとんどなかったことだと思います。各自治体では避難所が不足をしたということがニュースで伝えられておりますので、また新型コロナウイルス感染症予防に特化したのでしょうか、頑強なホテルに自主避難する方がかなりいらっしゃったということでもありますので、やっぱり今の時代、新しい時代、コロナの時代にはそれなりの対応が必要だなということを痛切に感じたものであります。

災害発生時や早期避難を求められるときの避難所での新型コロナウイルス感染予防につきましては、今年4月に国が自治体に対して避難所での感染予防のための対応を講ずるよう通知を発し、県でも山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成し、5月26日に公表をされております。また、新型コロナウイルス感染予防対策を盛り込んだ避難所開設訓練につきましては、国が新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインを作成し、6月8日に公表。両ガイドラ

インいずれも分散避難、避難所内3密の防止、避難者受入れ時避難所内での健康管理とそのため資機材確保を柱としております。本町でも避難時の新型コロナウイルス感染予防につきましては、国、県が示した対策を反映させながら、町の地域防災計画や平成25年度に策定した避難所開設運営マニュアルに基づいて対応いたしております。避難訓練につきましても、今年も10月4日午前8時より全町一斉の避難訓練を実施いたします。訓練に当たっては、参加者間の距離に配慮いただくよう、9月1日広報に合わせた回覧文書で既に呼びかけております。避難所開設訓練は、毎年遊佐町災害防災対策基本条例に定める共助の観点から、各地域まちづくり協議会を中心に実施していただいておりますが、今年度は遊佐地区、高瀬地区において実施される予定であります。その際には本町担当職員も参加し、新型コロナウイルス感染予防のための避難所レイアウト、スタッフの対応、体調不良者スペースの確保等について、国、県、町の考えを示しながら、地域の参加者と一緒に確認をしたいと思っております。町内全体の避難所の開設運営マニュアルにつきましては、さきに述べた避難所開設運営マニュアルを運用してまいりますが、個別の学校、施設等の感染予防に対応した避難所開設マニュアルについては、現在策定中であります。これまで町内小学校から体調不良者の避難スペースとして活用する教室等や施設内の動線等について、聞き取りと災害対応の意見交換を実施しました。これらを含めた具体的な避難所対応について、マニュアルに落とし込む作業を行っているところであります。今年全国で多発している洪水、土砂災害等、他自治体の対応から、パーティション設置等の3密を避けた訓練所設営に時間がかかる等の課題も出ていますし、本町で実施される避難所開設訓練も様々な課題が出てくると思います。それらの課題の解決を図りながら、万が一の際、より確実な対応ができるよう準備を進めてまいります。

2番目の質問は、プレミアム付き商品券の発行についてでありました。今回の我が町のプレミアム付き商品券事業は、消費に与える影響を緩和し、地域経済の維持を図るため、できるだけ早く商品券が使用され、町内の小規模事業者が活気を取り戻すよう、経済の立て直しを優先するために計画したものであります。ただし、地域経済の立て直しが優先ではありますが、町民全世帯に平等に行き渡るよう、1世帯2セットまでの限定とし、7月27日から高齢者が購入をしやすいよう、年金支給日の翌週の8月21日まで販売したところであります。その後、8月24日から28日まで、1世帯2セット限定の条件を緩和し、1人2セットまでとして追加販売を行ったものであります。周知の方法としては、事業について内容を理解することが困難と思われる高齢者に向けての周知方法を検討し、まずは民生児童委員会定例会にて、事業説明と高齢者世帯の代理購入についての依頼を行い、併せて文書による依頼も行っております。また、7月上旬に各地区区長会に出向き、プレミアム付き商品券のPRと民生児童委員会と同じく代理購入の依頼をさせていただきました。7月15日のお知らせ号にプレミアム付き商品券の販売のお知らせとホームページの掲載、7月23日に新聞折り込みを行い、7月27日から8月21日までの商品券の販売に向け、周知をしたところです。その間、8月1日号の広報の折り込みも行っております。そのほか、各まちづくりセンターと利用できる事業者へのポスターの貼付などで周知を図ってまいりました。その結果、7月21日まで購入した世帯は、施設入所者を除くと全体の53%、4,639世帯中2,458世帯で、地区ごとでは稲川の58.1%が一番高く、西遊佐地区の48.3%が一番低い購入率となりました。約半数の世帯購入にとどまっているため、全世帯の周知に滞りがなかったかという調査はまだ行っていませんが、知らなかった、買えなかったという苦情の声は、担当の産業課にも遊佐商工会にもなかったようであります。先ほど申し上げた周知方法をもっ

ても十分でないのではと言われれば、これまでの周知方法を全面的に考え直さなければならないと考えております。その後、8月15日のお知らせ号にて、1世帯2セット限定から1人2セット条件に緩和し、追加販売のお知らせを行い、8月27日から販売した結果、8月28日には残りの商品券が全て完売したという状況になりました。冒頭にも申し上げましたが、今回の販売は町の地域経済の維持を図るための支援であり、町民への平等を考えながら、早急な経済回復を目指すことを最優先としております。このため、9,000セットが完売した今、その商品券を早く使っていただき、今後は10月4日の期間終了まで使い残しがないようしっかり周知をしていきたいと考えております。なお、11月上旬から第二弾のプレミアム付き商品券秋冬版を販売する予定であります。秋冬版につきましても、町民全世帯へ平等に行き渡るよう、1世帯2セット限定から始め、ホームページのほか、毎月の広報やお知らせ号、新聞広告折り込み、民生児童委員会と各地区区長会の依頼通知等を行いながら周知をしてまいります。規模については、これからまた考えていくところであります。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今町長のほうからご説明がありました。私の2つの質問に対しての答弁をいただいて、賢明なご答弁をいただいたなと思っておりました。9月1日に防災の日を迎えました。実は先日藤崎地区で火災がありまして、ちょうど台風の真中でありました。私たち西浜地区には、風の影響もあったのか、サイレンが聞こえないと、何を言っているのか分からないと。それで、消防署のアプリを利用して、どこの地域かというところを探しましたら、田地下と出ておりました。そういったところも踏まえて、防災の質問をさせていただきたいなと思っております。

今町長の答弁もありましたけれども、10月には各地域、今2つの地域でしたけれども、避難訓練と、内容によっては炊き出しなどもあるのかなという私の推測であったのですけれども、その訓練に対して町のほうではどのように、先ほど参加していろいろと地域の方々と協議しながら進めていくというお話がありました。どのようなサポートをしていくのか、詳しくご説明をしていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず初めに、各地域で10月に予定しております避難訓練でありますけれども、1つは10月4日日曜日に遊佐地区避難所開設訓練ということでしらい自然館のほうで行うようであります。もう一つは、10月17日の土曜日に、これは高瀬地区の避難所開設訓練ということで、高瀬小学校体育館で行う予定のようであります。これいずれも主催は各まちづくり協議会ということであります。それから、炊き出し訓練については、今現在連絡はまだ来ていないということであります。

それから、町としてのサポート体制でありますけれども、防災倉庫にあります保存食、それから備蓄物品の提供、貸出しということで、一定程度町で備蓄している保存食についても、試食しながら保存期限を調整していくということになろうかと思っております。

それから、避難訓練の実施に当たっての進め方、事前準備、あと当日の指導、助言等の支援を行っております。これらにつきましては、各地区からの要請もありまして、打合せの時点から参加し、指導、助言

を行っているという状況でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからご説明がありました。2か所、4日の日に遊佐地区と17日の日に高瀬地区というお話がありました。遊佐地区は、しらい自然館を利用した避難所開設ということですが、実は管内視察で私たちのほうでちょっと防災倉庫も事前に回らせていただいた経緯がありました。その際に遊佐地区の防災倉庫を見学させていただきましたけれども、各地区の防災倉庫というのはやはり避難所の敷地内にあるわけでありまして、遊佐地区のみ避難所と倉庫が離れているのです。利便性が少し悪いようにも思いますし、また遊佐小学校が避難場所になっているのであれば、例えば少しの備品、水とか毛布、段ボールベッド、このくらいの備蓄は必要ではないかと、少し視察をさせていただきながら思ったところでありました。また、皆さんもご承知のとおり遊佐地区というのは、本当に範囲が広くて、元町から山間部、白井地区までが遊佐地区となっています。白井地区でもやはり金俣、蚕桑、そして中村、袋地、藤井、広野と、いろいろとありますけれども、避難場所、例えばしらい自然館を利用した場合にもそのしらい自然館にも備蓄がない。白井地区というのは、どうしても火山やそういった土砂災害を想定した避難という形になるのかと思うのですけれども、やはりその場合、前回ご質問したときに、ほかの防災倉庫から物を運ぶのだというお話がありましたけれども、そういったところで小学校と白井地区のしらい自然館等の防災用品の備蓄などは考えているのかどうか、今後は必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

ご指摘のとおり、遊佐地区以外の各防災倉庫につきましては、避難場所の敷地内にありますけれども、遊佐地区の防災倉庫は独立した敷地にあるということでございます。遊佐小学校などにも水、毛布、段ボールベッドなどの備蓄が必要ではないかということでもありますけれども、それぞれの避難所、全ての避難所に十分な量の避難用備蓄品等があれば、それはそれでいいのでしょうかけれども、なかなかそうはいきませんので、基本的にはそれぞれの地区で1か所または2か所というところでの備蓄ということになるのではないかと思います。ただ、遊佐小学校におきましては、洪水時に例えば2階に児童が高所避難をした場合ということを考えてみると、最小限の備蓄の検討は必要ではないかというふうには考えております。

また、ご質問にありました山間部と平野部に分けて避難用備蓄品等を配備したほうがよいのではないかとにつきましては、言わばリスク分散という考え方もございますので、想定される災害を考慮し、検討を進めていきたいというふうには考えております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからは少し前向きなご検討の答弁をいただいたのかなと思っております。今社会状況を見ましても、災害が非常に多い。想定外の災害がいつやってくるか分からないという状況の中で、やはり私たちもそうですけれども、町民の方々もとても避難という形には関心を持っているのではないかなと思っております。今2地区での避難訓練ということではございますけれども、やはりこれからまたほかの地区の方々も避難訓練などが出てくるとは思いますが、そういったところに対してもアドバイスやサポートなどをぜひお願いをいたしまして、また必要なところであれば、備蓄品というのはそん

なに管理のかからないようなものであれば備蓄をするということも踏まえて、ぜひご検討いただければな
と思っております。ただ、これやはり時間を要するものでありますので、早急にご検討いただかなければ
ならないかなと思っております。

次の質問に移りますけれども、一番ちょっとメインになるようなところなのですけれども、災害発生時、
町では災害が発生したときに防災本部の開設となりますが、その際の長期避難所の開設、鍵の開け閉め、
それは誰がするのか。ほか地区においてもやはり鍵の管理というのは少し、誰が持っているのか分からな
いというふうな疑問が出ております。また、遊佐地区以外の市町村などでは、開設時に鍵管理を含めた連
絡員、担当者がいるようであります。避難は、また深夜、夜間、早朝など、そういった時間を合わせてや
ってくるものではありませんので、避難を行うというためにも避難のマニュアルは必ず必要だと私は思い
ます。また、町のほうでも地域や組織などと連携して、地域や組織が避難訓練を行いやすくするための道
筋をつくる必要があるのではないかと、そんなふうを考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず初めに、前提といたしまして、避難所開設につきましては、原則町対策本部が決定をしまして、町
の職員が避難所の開錠、それから避難所設営を行いまして、その後防災行政無線等で避難実施区域の住民
に周知しまして、避難者を受け入れるということになっております。ただ、災害による道路の寸断等で職
員が対応できない場合や、あと雨天、それから冬期間の際の天候上の理由で外での避難が困難である場合
等々につきましては、地域の方々に開錠をしていただくということになろうかと思えます。ただ、施設の
鍵管理をされている方自身も災害により開錠できない場合も当然考えられますので、今後それらの想定を
踏まえた上での、地区との開錠対応も含めた鍵の管理体制、開錠の判断方法について協議をしていき
たいというふうを考えております。

あと次の質問、マニュアルが必要ではないかというご質問でありましたけれども、マニュアルにつきま
しては、町長答弁にもありましたとおり、現在策定中でありますので、よろしくお願いをしたいと思
います。

それから、地域や組織が避難訓練を行いやすくするための体制についてでありますけれども、避難訓練
の実施につきましては、町長答弁のとおり、町でも支援をしております。警察や消防といった関係機関と
の連携についても、地区の協議の中で必要となれば、町を通しての要請も可能であります。地区自主防災
組織の中心となる区長の皆さんも任期があるために、組織体制、訓練の内容、それから災害時の具体的な
対応についてはあらかじめ決めておきまして、人が替わっても実施できるようにしておく必要があると考
えておりますので、町でも積極的に支援をしていきたいというふう考えているところであります。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今課長の答弁にもあったとおりであります。やはり地域の皆さんのご協力が本当
に大きな協力になるのではないかなと思っておりますが、この問題を私も文章化するに当たってつくっ
ていく中でちょっと考えるところがありまして、地域の皆さんからご協力をいただく、その避難訓練はいい
のですけれども、例えば実際に災害が起きたと想定したときに、町の職員の皆さんも自分の生活圏がある
わけでありまして、町の職員の皆さんの中には、遊佐地区外からこちらのほうに働きに来られている方々も

おられます。そういった方々もおられる中で、今分散避難という形で避難所が分散されていく中で、その中でやはりマンパワーが必要になってくる。例えば町職員の方々に遊佐町在住の方々が分散した避難所に送り出されるわけですけれども、そういったときに少しマンパワーの不足が出てくるのではないかとこのころが、ちょっと私としては出てきたところでありました。そういったところも含めて、今課長の答弁にもありましたけれども、町行政と地域の皆さん、思うだけでは伝わらないのです。やはり思いを伝えて、一緒に行動して初めてそういった協力がなっていくのかなと私も思うのでありますので、ぜひ思うだけでなく、いろいろな周知をさせていただいて、ご協力をいただいて、また避難の訓練の中でもご協力をいただくという形で行っていけば、少ない町職員のマンパワーの中でも必ず、遊佐町はすごく人材の豊富なところでありますので、力も合わせるところでありますので、そういったところでは大変すばらしい避難所ができるのではないかと私は思うところではありますが、課長、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

ご指摘のとおり、災害の種類によっては人員、役場職員のマンパワーが足りなくなる場合も当然想定されるわけであります。そのときに頼らなければならないのがまち協であったり、各集落の自主防災組織、そういったところになりますので、日頃より、極端な話をすれば町の対策本部が立ち上がらないというようなことも想定しながら、避難訓練を行う必要があるのではないかとこのころに思いますし、そういった町と地区の連携を確認していく必要があるのではないかとこのころに考えております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） まさにそのとおりではあります。その中で、マニュアルというのは、道筋というのは必ず必要ではないかと思っております。その中で、避難所開設が行われて、行政の町職員の皆さんがお越しいただいた。その中で、町職員はどこまでやるのか、また地域の皆さんはどこからやるのか、やっぱりそういったところの明確なところも必要ではないかなと私は思っております。私は、吹浦地区でありますけれども、吹浦地区の方々は本当に多種多様でありまして、いろんなことに対応していただく方が非常に多いわけであります。ただ、やはり向き、不向きというのが人というのはありまして、私は例えば料理が好きだから炊き出しができるとか、そんなところでありますので、そういったところもコミュニケーションを通して、この方をお願いすれば多くの人たちが動いてくれるとか、そういったところの周知と訓練も必要ではないかなと思っておりますので、そういったところも含めてマニュアル製作のほうをぜひご検討お願いできればと思っております。

先ほど今回遊佐地区と西遊佐地区という形での避難訓練があるということでしたが、今後多分それぞれ地域内での防災訓練を考えているようではあります。私もいろいろなまち協関係にお話を伺ったところでありましたが、6地区全体、その中で6地区あるわけですけれども、例えば海の地区と山の地区と分けて3地区合同の訓練を、連携を兼ねた避難訓練なども行う必要はないのかなと私は思っております。海側ですと、吹浦、西遊佐、稲川地区とありますけれども、例えば吹浦地区で河川の氾濫が起きて避難が必要になったとき、物資の運搬は西遊佐から持っていくとか、稲川から持っていくとか、そういった連携も必要になってくるのではないかなと私は思っております。先ほども言いましたけれども、町職員が運ぶというマンパワーはなかなかできないと私は想定しています。そこを誰が持つていくのかということ、やはり地

域の皆さんにご協力をお願いするしかないのではないかと、私はそんなふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

いろんな災害を想定して、連携を考えた避難訓練も必要ではないかというご質問のようでもありますけれども、これまでの防災訓練につきましては、それぞれ地区単位で実施をしてきているというのが実情であります。提案のあった6地区または3地区合同での実施というところにつきましては、規模が大きくなり過ぎるということもありますけれども、例えば10月4日に全町一斉の避難訓練を行う際に、担当を6地区で1年ごとに回して、主体性を持たせて行うというやり方もひょっとしたら考えられるのかなというふうに思いますので、今後まちづくり協議会等々と協議をしていきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ぜひやっていただければ、町民の命は町民で守るのだというふうな考え方で、多分皆さんご協力はいただけるかなと私は思っておりますので、ぜひ行っていただければと思っております。

役場庁舎内でも災害が起きたときのマニュアルはあるのかなと私は思っておりますけれども、感染対策として、今コロナ禍という、その中で医療ガウンとか防護服の着用の仕方など、やはり着るも含め、脱ぐも含め、そういった中で訓練を行う必要があるのではないかと。例えば地域の皆さんにお願いして、その地域の皆さんが防護服を着るのか、もしくは町職員の方々が着るのか、そういったところも踏まえて、コロナ禍においては、ウイルスの付着によって脱ぎ方もあるようでしたので、そういったところも含めて、職員の皆さんの訓練を行う必要があるのではないかと私は思っております。また、それに伴いまして、AEDの使用訓練、全体では無理なのかなとは思っておりますが、少しの認識をいただくとAEDというのは使える器具であります。AEDというのは、小さいものではありませんけれども、人の命という大きなものを救う機材でもあります。このAEDの活躍は多分皆さんもご承知のことかと思っておりますので、ぜひ町職員の皆さんにもこのAEDの訓練なども含めた、医療ガウン、防護服などの着用も含めた講習会や研修なども行っていただければいかがでしょうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

コロナウイルス感染症に伴う防護服の脱着の仕方などの感染対策につきましては、災害時の避難所開設も含めまして、地域防災計画上は健康福祉課が対応することとなっておりますけれども、町内で感染者が出てしまった場合につきましては必要になるわけありますので、感染対策を踏まえた避難所開設の訓練の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

もう一つ、町職員のAEDの使用訓練につきましては、実際AEDにつきましては今年度町内でAEDの使用事案が発生をしております。避難所開設訓練のほかにも、職員研修でもそういった訓練を実施することは可能でありますので、これにつきましても検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ぜひご検討いただいて、避難所対策も含めた、避難所の作業がスムーズに行くような形で、地域の皆さんとも連携をお願いしたいなと思っております。

危機管理の最後になりますけれども、もう一つだけ。防災マップをちょっと見させていただきまして、少し腑に落ちない避難経路の地域がありましたので、確認をさせていただきたいと思っております。菅野地区の中でも谷地地区における防災マップの避難場所です。旧菅里中学校となっておりますが、川が氾濫したときには前と後から挟まれて中島になるおそれがあって、動きが取れなくなることが考えられます。その際に、谷地地区の皆さん、遠いところから菅里中学校まで行くよりは、もう少し近いところのほうに進んだほうがいいのではないかと防災マップの矢印を見て思ったところでもありますけれども、そういうところで、地域の皆さんなどへの説明の機会などはあるのでしょうか。行っているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今年4月に全戸配布しました防災ガイドマップの説明につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、年度当初は実施できませんでしたけれども、出前講座等の要請を受けて説明した経緯がございます。地区住民全員を対象にした説明会の開催は、まだ実施できていないという状況でありますけれども、区長や地区まちづくり協議会役員を対象にした説明会は、協議会と協議をして実施をする予定でございます。

質問にありました谷地地区におきましては、町としては菅里広場を避難場所として想定しております。ただ一部集落では、集落内で7号線に避難することも想定しているということなど、集落内での約束事として独自の避難場所を設定している場合もございます。マップでは、避難方向を示させておりますけれども、これは避難所、避難場所への方向を示しているものでございます。谷地地区だけでなく、各集落で浸水の状況、高齢者や車椅子が必要な方の人数と日中、夜間でのそれらの方への対応をいま一度ご確認いただきまして、避難場所を確認していただきたいというふうに考えているところであります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 時間もありませんので、ぜひこういったところの、避難場所に関してはまだ少し、何か所かあるようですので、ぜひそういったところの出前講座なりの対応をしていただきながら、周知の仕方をお願いしたいなと思っております。また、今回質問させていただきました件に関しましても、避難所開設、また避難所の備品等、マニュアル等も含めて、ぜひ早期の製作、また対処をお願いしたいなと思っております。総務課のほう、危機管理のほう、以上で終わりたいと思っております。

時間がありませんので、またもう一つのプレミアム商品券のご説明が町長よりありました。今回は、とてもいい企画で、実は私も利用させていただきましたが、とても気持ちの大きくなる枚数でございました。使ったことを忘れてどんどん、どんどん使ってしまうような割り振りの仕方がとてもよかったなという、私なりの個人見解でありますけれども、やはり500円と割ったところはとても利用しやすかったのではないかなと思っておりました。また、それに対して事業所も数多くの事業者がご参加をいただきまして、本当に遊佐町にとって町民の皆さんが町を挙げて経済活動を支援していきたいという気持ちがひしひしと伝わってくるような企画であったなと思っております。先ほど9,000冊、それは4,500世帯ということでお話がありましたが、最初の販売では2,417世帯というお話でした。年金受給に合わせての発売ということでしたけれども、年金受給者にとってはやはり1万円でも2万円の金額がちょっと大きいのではないかな

と、そんなところの、利用するに当たっては5,000円くらいとか、小分けはなかなか難しいかなと思うのですけれども、そういったところも少し利用としては提案をさせていただきたいなと思っておりました。その後、8月27日に山新のコラムに再販売の記事が載っておりまして、その後伺ったら2日で完売したと、ああ、よかった、よかったと産業課長と手をたたいて喜んでいたところでもありましたが、その中で少し問題点がありまして、2つほど、エルパ内を利用させていただきまして販売を行ったのですけれども、3密化もありまして、少し混雑があったというお話がありました。そしてまた、周知の仕方、先ほど町長もお話がありましたが、周知の仕方、知らないという方々も少しあったようです。そしてまた、秋にも販売がある予定ですけれども、そういったところの周知の仕方と販売の仕方、今後どのような形でしていくのかちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回のプレミアム商品券事業につきましては、先ほど話あったように9,000セット、世帯2セット程度を準備して販売をさせていただきました。当初は、人気があって七、八割が1回目の販売で売れるのではないかと予測をしたところでありましたが、なかなか販売が滞ってしまいまして、最初の販売では先ほど話あったように約半分の世帯の購入にとどまったのではないかとこちらでも推測をしているところでありましたが、おかげさまで追加販売しましたところ、1日で3,235セット販売されましたので、その次の日、残りの930セットも売れたということで、まずは市内の販売でもよかったかなというふうに思っているところであります。1日で3,235セットも販売となりましたので、当時エルパの中で販売をさせていただいたのですけれども、先ほども話あったように、3密の状態になった時間帯も確かにございました。その辺は、次回11月に販売をする予定でありますけれども、そちらのほうではあらかじめ今回と同様に、各地区で最初に販売をさせていただきますので、できればそちらのほうで最初の段階でお買い求めいただけるように、周知のほうは万全の体制で臨みたいと思っております。高齢者の方には、1万円はちょっと高額かなというお話もございましたが、その分500円ずつの小分けにしておりますので、共同購入でも構いませんし、5,000円ずつ出し合って、そういう購入もできますので、そういった周知も今後させていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今産業課長からお話がありました。初日で売り切れるような、そんな対策をぜひお願いしたいなと思っております。

販売方法につきまして、周知の仕方と2つほどちょっと提案をさせていただきたいなと思っております。1つは、販売方法ですけれども、町長先ほど町民平等にということでお話がありましたが、できれば経済効果を見据えた販売であれば、町民だけではなくて、実は遊佐町内に働きに来られている方々がたくさんいらっしゃいます。言えは役場の職員の方々もそうであります。そして、農協職員の方々、そして福祉施設、学校の先生、そんなところ、また病院なんかもあると思うのですけれども、そういった方々にやはり遊佐町の経済をぜひお助けをいただくような政策をいただけないかなと私は思っておりました。秋の販売に関しましては、もしすぐに売り切れるようでしたら追加で予算を増額するような、町長、ご意見はないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

秋の販売については、予算のほうもございまして、現在同様に9,000セットほど準備するようになりたいと思っているのですが、予算のほうがなく、ちょっと9,000は準備できないと今考えております。8,000ちょっとになるかなという予測をしておりますので、今回9,000売れなくて余った場合は、そちらを秋に回すことも可能でしたが、完売したという状況もございましたので、予算上そういう販売になろうかと思いません。ただ、お話ありました町外の方の購入ということにつきましては、やはり町の税金を使っているプレミアム付き商品券事業でございますし、町民の方で今回も完売することができましたので、本来全部売れない場合はそういった町外の方への販売も考えていたところでありまして、今回町民の皆様から全てご購入いただきましたので、やはり秋についても、まずは原則としては町民の皆様対象にということで実施をしたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 言いたいことは分かります。何が目的かというと、やっぱり遊佐町内の経済が潤うことが目的でありますので、ぜひ多くの方々から使っていただいて。遊佐の経済をぜひ潤していただければなと思っておりますので、その利用に関しましては、例えば保険証などでどこに勤めていると分かるので、身分証明の代わりにはなるかなと思っておりますので、そういったところもぜひ思案の中に入れていただいて、ぜひお願いしたいなと思っております。

もう一つは、周知の仕方ですけれども、広報やチラシなどは見る方が限定しているように思われます。周知の仕方を変えて、企画や危機管理など、そして教育委員会などと協賛で、例えば米〜ちゃんアプリ、米〜ちゃんのアプリをスマートフォンに入れておいて、2回クリックすると自分の見たいところが見えるというふうなアプリをぜひご思案をいただけないかと。産業課長に事前にお話をしたところ、遊佐のホームページを見てくれというお話でした。遊佐のホームページを見ると、遊佐町から入っていくと6回か7回くらい探していかないと自分の見たいものは見れないのです。早めに見ることが大切かなと思っております。例えば企画であれば、新しい観光やそういったところのものが、米〜ちゃんから企画と押すと企画が全て分かると。学校でしたら、米〜ちゃんアプリから学校と押すと学校の情報、例えば今日は何時で早退ができますとか、避難訓練を行いますとか、そういったところが見えるアプリ。もしくは危機管理であれば、避難訓練もそうですけれども、避難した後の避難解除が分かりにくいのです。私も「ふらっ」とのほうに避難しましたが、ずっと待っていて、いつ避難解除が出るのかと夜中待っていましたけれども、なかなか分からなくて、ラジオのほうで県の中で避難解除が出たというふうな話で、夜中の11時半過ぎに自宅に戻ったような覚えがあります。そういったところ、防災も含めた周知の仕方、広報と同じやり方で同じものをアプリでお知らせ、そして健康福祉課のお知らせとか、米〜ちゃんから大きく見出しを取ってすぐに見れるという、そんなアプリをしていただければ、広報ですと世帯主の方々をよく見られるのですけれども、やはり子育て世代の皆さんや若い方々はなかなか広報や回覧版って見る機会がないのです。そういったところででも、今スマホ時代ですので、職場でも遊佐の情報が見える、酒田の職場でも学校の情報が見れるとか、そういったアプリがあればとても私はありがたいなと思っております。やはり若者世代にもこれから遊佐町の情報をどんどん、どんどん、広報もそうですけれども、これから学校の建設や学

校の在り方なんかもそうですけれども、情報をいち早く示すことによって、町民の皆さんからもそのアプリを利用していただいて、理解を示していただくということがとても大切だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今議員からのご質問で、米〜ちゃんアプリということで、そういうご提案ということになれば、お話にあったとおり、産業課だけの対応ではなく、役場全体で検討しなければならないと考えております。その関係で情報統計のほうに確認をしましたところ、自治体アプリなるものの導入ということになるということで、そういう場合は初期費用が50万円かかって、毎月の利用料で4万円程度費用が生じてくるということのようでありました。議員おっしゃるようにスマートフォンが普及しまして、老若男女いつでも町で登録した情報がアプリを通して見るができるということになれば、町民の利便性は格段に向上すると思われますので、総務になるのか企画になるのか分かりませんが、導入を検討してもらいたいと個人的には思っているというところであります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今産業課長のほうからもぜひ検討したいという答弁がありまして、総務課長をちらっと見られたようでありますけれども、企画課長でしょうか。アプリというのは、本当に便利だなと私は思っております。子育て支援もそうですけれども、学校関係、そして防災関係もそうですけれども、1つのアプリで遊佐町の全てが分かるというのはとても便利なものではないかなと私思っております。広報というのも一つの手段ではありますが、やはり町民に周知をしていただくという基本的なものを考えれば、ぜひ必要かなと思いますので、企画課長、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 今年度に入りまして広報担当のほうで、遊佐町公式アカウントになりますけれども、Instagramとフェイスブックの活用について今準備を進めているということでございます。おおむねその利用に当たっての規約といいますか、要綱的なところを、大体もうほとんどできておりまして、ただいつ始められるかというようなところが、私まだ聞いておりませんが、間もなく公式の町のアカウントがスタートできるというふうを考えておりますので、もう若干時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今企画課長からInstagram、フェイスブックというお話もありました。そちらはそちらでいいと思うのですが、高齢者の皆さんから見ればIDパスワードなどを入れるというのは、私もよく忘れるので、なかなか入りにくいかなと思います。米〜ちゃんアプリというのは、子供の健診や百歳体操などで、出前講座でそのアプリを入れていただければ、押せば分かるという簡単なやり方ですけれども、2つ押せば町の情報が分かるという、そんな簡単な仕組みをぜひご導入をいただけることをご検討いただけないでしょうか。総務課長、よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

確かに災害情報、それから観光情報、あとその他町の情報がホームページでもう即座に見れないというところは、その点は事実だと思います。なかなかたどり着くまでに大変だというのは事実でありますので、そういったことも含めて、アプリを導入した場合の効果を町のほうでもう一度検討させていただいて、判断をしてみたいというふうに考えております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ご検討いただけますことを切に願ひまして、ご検討なされないようであればまた質問させていただきたいと思ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。

新型コロナウイルス感染症への対応についてお伺いします。コロナ危機は、効率優先で突き進んできた社会や経済の仕組みを根本から改めることを求めています。それは、日本にとってだけではなく、地球環境の保全、飢餓や貧困の克服など、国連の定めた持続可能な開発目標、SDGsの達成に貢献する道でもあります。文明が感染症拡大の揺り籠と称される歴史を振り返るならば、それは私たちにどう生きるのか、どういう社会を目指すのかを問いかけていると言えるものであります。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大による雇用情勢の悪化に歯止めがかかりません。経済の冷え込みで休業者数は高止まりし、失業や解雇、雇止めも増加しています。8月31日現在で5万326人、これは5月から月1万ずつ増えているような数字です。働く人が職を失い、生活が行き詰まることを防ぐのが政治の重要な役割です。この間コロナ対策で実現させた暮らしを守る制度の継続と拡充が必要です。本年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画の状況について伺います。

さらに、本年度内及び来年度以降の方針と財源の見通しについて伺います。

農業について言えば、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外食用需要が消滅し、米の過剰在庫によって2020年度産米価に大きな影響が出ています。主食用米のJA概算金額は、どの品種も昨年度産米を下回る水準です。少人数学級について言えば、6月2日、日本共産党は1クラス20人程度の少人数学級を実現するため、教員を10万人増やすなど教育条件の抜本的整理を求める緊急提言を行いました。7月3日に全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は、文部科学省に緊急提言を行っております。文部科学大臣は、7月20日の政府の教育再生実行会議で、新たな感染症が起きたときを踏まえ、少人数学級を目指すべきだと学級編制見直しの必要性に踏み込みました。給食の無償化については、一時の資金給付よりも継続的な無償化のほうがより苦難の軽減となると考える次第で、教育の無償化についてお伺いしたい

と思います。

次に、保健所の復活について申し上げます。感染症対策で保健所の役割が重要であることが明らかになりました。酒田市に保健所を設置し、要員を配置することを求めています。これは、4月28日に日本共産党地区委員会でも町長に要望した中身となっております。

それでは、次の質問ですが、遊佐町沖洋上風力発電事業について伺います。気候変動がもたらしたコロナ危機とも言われます。温暖化は、人間が環境を破壊することから起きており、感染症問題と同じ地球環境の危機です。コロナ危機からのよりよい再建のために、自給自足、地産地消、新電力、分散型、低コストなどの利点を目指しつつ、遊佐町沖洋上風力発電事業について、持続可能な開発目標、SDGsにある気候変動対策の視点から客観性を伴う法定アセスメントを要すると思いますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から4番、佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対策として、国から感染症対応の地方創生臨時交付金が本年当初に示されました。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実績に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された交付金であります。国の緊急経済対策に掲げられた4つの柱としては、1つ目として、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬開発、2つ目として、雇用の維持と事業の継続、3つ目として、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、4つ目として、強靱な経済構造の構築を述べられており、このいずれかに該当する国の補助事業等及び地方単独事業が臨時交付金の対象となっております。町では、この交付金を活用するに当たり国から示された第一次交付限度額の1億63万1,000円を超える総事業費2億1,896万6,000円に及ぶ12の事業を取りまとめ、5月に第一次実施計画書を提出し、現在事業を進めております。その後、家賃支援を含む事業の継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から、国の第二次補正予算において2兆円が追加計上され、町に示された第二次交付限度額は、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分として5,925万8,000円、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化への対応分として2億5,815万6,000円、合わせて3億1,741万4,000円となっております。町では、この追加交付金を活用するに当たり、現在9月末を期限とする第二次実施計画の策定に向け、取りまとめを行っている段階であります。新しい生活様式等への対応につきましては、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対応しての強靱なものへと変革することを推進する観点から、社会的な環境整備、新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費、投資の促進とした政策分野を柱に、地域の実情に応じて必要な取組に活用を図るものとしております。

次に、来年度分以降の方針と財源の見通しについてであります。今年度については既に提出してあります第一次事業と併せて、今回の第二次事業の実施に当たっては国の臨時交付金を活用し、地域経済の活性化等への対応を含め、感染症対策への急務な事業実施を行うものであります。また、来年度以降における国からの臨時交付金については、今のところ国からは何も示されていない状況であります。ウィズコロナとなる環境において、将来を見据えた新たな戦略と併せ、町独自の地域経済の活性化対策等を図って

いきたいと考えております。今回も日本共産党から給食の無償化について壇上でのお話ありましたが、この給食の無償化について、私は小学校から中学3年生までの9年間の課題であると考えておりますが、私はその下のゼロ歳から小学校入るまでを総合的に見て考える必要があるであろうと思っています。我が町で幼稚園、保育園の無料化を初めて推進したときに、ゆざっ子エンゼルサポート事業という形でもう議員がこの議場に来る前に町として実施しておりましたが、その事業のスキームの構築に当たっては、授業料は町で負担しましょうよと。けれども、全てが町では町の財政が多分もたないでしょう、国からは来ないですから。そういうことで、できる範囲ということで、ゼロ歳から保育園に入っている子供たちについては、給食費については実費をお願いしましょうという形で、その当時は1か月5,000円という形で進めさせていただいておりますが、現在では1か月4,500円という形で国の方針に沿ってその方向を示しております。給食の無償化というのは、小学校から中学3年生までではありますが、私はそれよりも下の段階、所得が少なくそれで子育てに苦労している世代をどうやってサポートするかというところの問題と一緒に考えていかないと、ただただ一言で給食の無償化という形ではなかなかきついのかなと。来る財源がそれは豊富にある、また自主財源が豊富にある自治体ならそれは可能なのでしょうかけれども、それら等総合的な判断が必要であるというふうに思っています。今年、全ての子供たちに、ゼロ歳から18歳まで、高校3年生まで、町独自に3万円という子育て給付金を支給したりして、それらと特定の年齢の層だけでなく広い世代を俯瞰した行政を行おうと、こういう制度のほうに全ての町民から平等感というのはまさに得られるであろうというような認識をしております。

最後に、保健所についてであります。新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日本でも瞬間に感染が拡大し、外出自粛の影響で心身の体調不良や生活が困窮するなど、命と経済に大きな影響を受けております。山形県では、3月31日より現在まで、78名の感染者が確認され、今日のお昼のネット情報では、山形県では9日間連続新たな感染者なしという情報でありますけれども、患者が発生した管轄の保健所においては、帰国者・接触者相談センター業務やPCR検査受付業務、医療機関との連絡調整等、保健師さんを中心に非常に多くの困難な業務を担当しております。公衆衛生の拠点となる保健所におきましては、今後も感染拡大を想定しながら様々な健康危機管理に対応できる体制強化や人材育成を行っていく必要があると考えております。さて、県内においては、平成11年に保健所が二次医療圏ごとに再編され、それまでの8保健所体制が4保健所になり、平成13年4月には県の出先機関として庄内総合支所が発足し、保健所は庄内総合支所保健福祉環境部の構成機関となっております。平成6年の地域保健法制定以降、健康増進、精神保健福祉、感染症等、分野ごとの業務担当をしております。一方、市町村においては、権限移譲により健康福祉事業が細分化され、複雑化、高度化、多様化している住民ニーズや新たな健康課題に対応を求められております。山形県内では、中核都市として認定された山形市が独自の保健所を設置して、それは県に頼らなくてもその保健所で対応できるような体制が整っている。残念ながら山形県では、県庁所在地の山形市のみが独立的な保健所を持っているという状況であります。そのため、市町村においては権限移譲等、大変な住民ニーズ、新たな保健課題の対応を求められている現状でありますけれども、お互いに保健所とは保健医療福祉の連携を図りながら、組織横断的に調整、活動を行っているところであります。今回の新型コロナ感染症の教訓を踏まえ、町では感染症対策に新しい生活様式を取り入れる等新たな計画の改定やマンパワーの確保等、より一層の保健関係施設の担当者の体制強化に努めていきたく

思っていますし、残余の答弁、残った答弁あれば担当の課長からいたさせます。

次に、洋上風力の質問でありました。持続的な開発目標、SDGsの実現のためにという視点からの質問でありましたが、山形県が進める洋上風力発電導入推進の取組背景には、再生可能エネルギーの主力電源化による地球温暖化対策とエネルギー自給率の向上並びに県内産業の振興及び地域経済活性化を図る県のエネルギー戦略があり、豊かに賦存する自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの開発の促進、地域導入を進め、エネルギーの安定確保を目指すというエネルギー政策に基づくものであると考えております。一方、遊佐町においても、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえ、安全、安心なエネルギーを確保することを課題とし、エネルギーの地産地消によるまちづくりを基本理念とする遊佐町エネルギー基本計画を策定しており、再生可能エネルギーの導入を進める中で、地域に根差したエネルギーの活用を図っていくことは、環境自治体を標榜する遊佐町の責務でもあると認識をしております。こうした状況の下、庄内沖は恵まれた風況にあるなど大きな可能性があることを前提に、一般海域における洋上風力発電の在り方に係る地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を行うとともに、関係者間の理解促進に資する調査研究を行うため、海域利用性や経済団体、関係行政機関などによる山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議が平成30年7月に設置されております。さらに具体的な検討を行うための地域部会として、遊佐町の沿岸を対象とした遊佐沿岸域検討部会が同じく7月に設置され、これまで継続的に部会を開催してきたところであります。本年2月には、山形県において法定協議会の設置について国に要望し、先々月遊佐沖については一定の準備が進んでいる区域として含まれたところであります。全国の促進区域の指定に向けての状況を見ますと、促進区域の指定は4区域、また有望な区域も4区域、一定の準備が進んでいる区域が遊佐沖も含めて6区域となっております。ただ、全国的に見れば、国の環境アセスメント法、法律に基づいた種々の手配書、準備書、配慮書等の手順に従い事業が進められるものと考えておりますので、今後も引き続き地域や漁業関係者に事業の周知を行うため、事業説明会等の開催を行いながら、理解の促進を図っていただけるよう県に働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 産業課関係のことについて答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、コロナ禍の影響によります外出自粛、催事の中止等によりまして、今年の2月以降、野菜、牛肉、花卉等の需要が全国的に大きく落ち込みまして、関係する農家の皆様方には深刻な影響を与えております。当町におきましては、ウレイ、花卉全般への影響が大きく、2月下旬から販売価格が低迷しまして、3月から4月にかけて、昨年度の6割程度まで単価が落ち込み、一部出荷調整を行わざるを得ない状況となっております。主食用米につきましては、全国的な外出機会の減少によりまして、自家消費の需要が昨年度を上回っており、我が町の共同開発米の生活クラブ消費量も前年対比約110%で推移をし、在庫量が不足する可能性もあるため、現在は新規購入のみを制限している状況にあると同っております。その一方で、外食、昼食需要の冷え込み等によりまして、米の現物市場のスポット取引価格については低下傾向が続いていることに加え、6月の全国民間在庫量は昨年度と比べまして約23万トン上回っているという状況でありますので、今年度産米の価格水準への影響が大変懸念をされているという状況であります。国では、このような状況を受けまして、コロナ禍の影響を受けた農家を対象とする交付金等を創設し、農

業経営継続の支援を図っているところであります。代表的なものを申し上げますと、野菜、花卉などの次期作支援に係る高収益作物次期作支援交付金、農業機械等導入に係る経営継続補助金等がございます。一方、県のほうでも花卉の種苗費を支援します県産花卉次期作緊急支援事業、そして肉用牛の収入減少の一部を補填します肉用牛経営安定対策事業等、独自の施策を実施をしているという状況であります。このほか、金融機関の資金制度におきましても、無利子化、無担保、無保証化等の優遇措置が講じられているというところであります。当町におきましては、JA等を通じて農業関係者にこれらの支援内容を情報提供するとともに、県事業につきましても町も一定の負担をしながら町内農家を支援しているという状況であります。また、地方創生臨時交付金の活用を想定する町の独自支援といたしまして、新型コロナウイルス関連農業打撃克服対策事業として、コロナに負けない主食用ブランド力の強化に向けた積極的な土づくりに対する支援、花卉の需要喚起に係る公共施設への切り花の展示等を実施しようとして今、今回の定例会のほうにも補正予算を計上させていただいているというところであります。ほかにも、教育委員会では4月の学校給食の食材提供農家への休校期間の食材廃棄に係る補助金を交付をしています。将来的なコロナ収束の見通しは全くもって不透明な状態ではございますけれども、これまで同様、国県等の関連施策を活用しまして、町内農業に係る情勢を注視しながら、実情に即した支援策を講じていきたいと思っております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 産業課長には、雇用の関係で前回も伺ったと思うのですが、最近の動向、雇い止めとかの動向です。これについて一番新しい状況を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 申し訳ございません。もう一度お願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 雇用の動向です。解雇や雇い止めということが全国的に出ていることは話したわけですが、こういったことを、町の中でもこれが現実になっていないかということ伺いたいということです。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 大変失礼しました。お答えをいたします。

町の状況につきましては、毎月ハローワークのほうで情報交換会、ハローワークのほうで来庁しまして、交換をしているところでありますけれども、町内においては雇い止め等の影響は今のところはないというお話であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） あと産業課長には、休業支援金というのが制度としてあると。あまり聞き慣れないのですが、一般的には雇用調整給付金というふうにして、こちらのほうはよく聞くのですけれども、休業支援金というものもあるということなのですかけれども、これの町での関係の、適用の状況というか、これについてはいかがですか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

具体的にどの企業がそういう休業支援を受けているかというところまではちょっと把握はしておりませんが、ハローワークからの情報ではそういう支援金の交付をいただいている企業もあるということはお伺いしております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 休業支援金に該当して、それを受けている企業があるというふうに伺いました。

続いて産業課長に伺ってきたいのですが、先ほど商品券の話が出たのですが、たしかこの制度が今回のコロナにあれして出てきたのは、一番最初はプレミアムつき飲食券だったような気がします。それで、何かこれが弾みになったというか、これが呼び水になったというか、そういったことでプレミアム付き商品券のほうに移っていったような気がするのですが、このプレミアムつき飲食券というのはどのような制度だったのですか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

プレミアムつき飲食券につきましては、商工会さんのほうで独自にやっている事業でございますが、3,000円で5,000円分の飲食券を購入できるというもので、この辺については先に鶴岡市さんのほうでそれを実施をして、大変市内が混雑したというような情報は伺っておりますが、私どものプレミアム付き商品券につきましては、飲食券プラス物品等の購入にも使えるという、両方に使える商品券でございますので、そういう違いはございますが、町のほうはそういった飲食券つきのプレミアム付き商品券という形になっております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） これは、規模というか、先ほどの商品券で言えば9,000冊という話があったわけですが、この飲食券の場合はどのくらいの規模発行したものなのですか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君）

-----詳しい数字につきましては、調べまして後ほど報告したいと思っております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） もう一点、今度泊まってお得というの、これも最初の割と早い段階から出まして、使った人もあると思うのですが、これなどはどういう、執行の状況というか、特にこれはこの後にGo To Travelとかいうのが来ましたから、そういったことの兼ね合いでどういった状況だったのかご報告いただくとありがたいのですが。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 泊まってお得キャンペーンにつきましては、5月の臨時議会で予算を議決をいただきまして、8月のお盆明けから今現在実施をしているということでございます。町内の宿泊施設に泊まっていた方について、お1人3,000円を割引をするといいますか、その分町で後でお支払いをするというふうな事業になってございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） 実績みたいなものはまだということですね。Go To トラベルとの関係はどうだったのですか。一緒に使えるようなものになっているのですか。

議 長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） Go To トラベルの助成金と重複して使えるというふうにしてございます。

議 長（土門治明君） 4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） 今度は、観光とか産業以外にもお尋ねしたいのですが、コロナの関係では国保税、介護保険料の減免というのもありました。これの実績はどのようになっていますでしょうか。

議 長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） コロナ禍に対する国保税及び介護保険の減免につきまして、制度が開始されております。減免の対象につきましては、令和2年の2月期から対象になるということで、令和元年度分から対象になったわけですけれども、令和元年度分の減免につきましては、国保税世帯が2世帯、介護保険料の対象になる方が5名の方がこれまで減免の対象になっております。また、令和2年度におきましては、国民健康保険税世帯が3世帯、介護保険料につきましては5名の方が対象になっております。これは、前の年からの収入の落ち込み等々を勘案しまして、全額免除から半額等々、一部免除になるという制度でございましたが、対象としましては今対象になりました方々の分が減免になっておりまして、国保税の減免額としましては、令和2年度分が72万8,760円、令和元年分が過年度分が5万4,080円、介護保険料のほうは令和2年度分が33万8,400円、令和元年分が5万200円ということになっております。なお、国保税に限らず住民税ですとか固定資産税におきましても徴収猶予という形で、減免ではないのですけれども、今現在こういったコロナの影響で業績が思わしくなく、払うのが容易でないという方に対しては、申出によりまして1年間の徴収を猶予しますよという制度を利用されている事業所さんもございます。

以上です。

議 長（土門治明君） 4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） 次、生活保護について、最近の動向をお伺いしたいというふうに思います。

議 長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

生活保護につきましては、今回の決算資料の令和元年度行政報告書をお配りしておりますけれども、その37ページに昨年度からの推移が掲載をされておりますので、御覧いただければというふうに思います。それによりますと、平成31年4月1日現在、遊佐町における生活保護世帯数は64世帯、受給者数は79人でありましたが、1年後の令和2年3月31日現在、世帯数は61世帯、受給者数が75人となっております。また、最新の動向でいきますと、令和2年8月31日現在、世帯数が57世帯、受給者数は73人となっております。全体的には減少傾向にあるということでございます。なお、今年度に入って新たに生活保護を受給された世帯、新たに生活保護が始まったという世帯の中で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が途絶えたりして生活保護を申請したというケースは2件ということで把握しております。

議 長（土門治明君） 4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） あと生活福祉資金というのがあるわけですが、小口資金の貸付けに当たると思うのですが、こちらのほうの状況はいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

議員おっしゃいました緊急小口資金等の貸付けということですが、これは山形県社会福祉協議会が低所得者等に対して10万円を限度に貸付けを行うという制度で、以前から町の社会福祉協議会が窓口となって実施をされておりました。今般新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯のための特例として、制度を拡充して貸付上限を10万円から20万円に引き上げて、据置期間も3か月を6か月に延長したりして、特例として制度を拡充しております。これに加えて、主に失業等によりまして生活に困窮して日常生活の維持が困難になっている世帯については、総合支援資金ということで、こちらのほうは上限20万円を3か月間にわたって貸し付けるという制度がございます。こちらも据置期間を1年にしたり、償還期限を10年というふうなことで延長して貸し付ける制度があります。いずれの制度についても、償還をする時期になってなお所得の減少が続いて住民税が非課税である世帯ということでは、償還を免除するという規定もあるようでございます。社会福祉協議会のほうに問合せをしたところ、令和2年5月末現在で遊佐町における緊急小口資金の貸付実績が6件、これ6月の議会ของときにも1度報告をさせていただいたのですが、また8月末現在で8件、ですから2件増えたという状況でございます。このうち総合支援資金も併せて申請した方というのは4件、半分の方が総合支援資金も申請しているということでもあります。実績としては以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） どうもありがとうございます。

次に、これに関連するものとして就学援助の動向について伺っていただければと思います。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 要保護及び準要保護への就学援助につきまして、今年度の動向を申し上げます。

6月の段階でコロナウイルスに影響して受給になった場合は、通常であれば申請日に遡って認定をするということになってございますが、コロナに関連する場合は4月1日に遡ってこれを認定するというようにしてございます。各学校を通じて保護者の皆さんにそういう制度、生活困窮で子供たちが学校に行く、勉強する、支障があるという場合は申請してくださいという通知を申し上げておりましたが、昨日現在で相談も含めてゼロ件であります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） それで、結局今回取りまとめ、一応年度途中でありますけれども、取りまとめられているわけですが、これが以前から聞いておりますリーマンショックのときと比べてどの程度になっているのか、この数字を聞いておきたいと思っております。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

リーマンショック時の経済対策でありますけれども、これは平成21年度の決算ベースで歳入を調べたところ、経済危機対策臨時交付金ということで1億8,518万円、これはここまで、6月議会で答弁をしました

けれども、このほかに生活対策臨時交付金というのがありまして、1億3,916万円。なお、この生活対策臨時交付金といいますのは平成20年度も交付をされておりまして、その金額が4億9,490万円。これら3つを合計しますと、2か年にわたって8億1,900万円ほどが町に臨時交付金として交付をされているということでございます。これに対して、今回の今年度の地方創生臨時交付金につきましては、第一次、第二次合わせて4億1,800万円ほどとなっております。ここだけ見れば約半分というふうになりますけれども、リーマンショック時にはこのほかに定額給付金事業もございまして、そのときの決算額が2億5,940万円でありました。今年度の特別定額給付金につきましては、先ほど一般行政報告であったとおり13億5,390万円であります。これらを合計しますと、リーマンショック時には平成20年と21年度の2か年合わせて10億7,800万ほど、今年度につきましては17億7,100万円ほどというふうになっているところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 先ほど答弁漏れありましたので。

佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 先ほど答弁漏れございましたプレミアム飲食券のセット数でございますが、ただいま訂正文が来まして、すみません、1,500セットということで販売になったようでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） これで1番目終わりました。

2番目に移ります。洋上風力発電事業につきましては、まずアセスの法的レベル、これはどのようなものになるかということをお尋ねしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

環境アセスメント制度につきましては、土地の形状の変更や工作物の新築等の開発事業で、規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、事業者が自ら環境影響について検討し、その結果につきまして公表し、そして広く町民や地方公共団体の意見をお聞きしまして、環境の保全の観点から、よりよい事業計画をつくり上げていこうとする制度でございます。環境影響評価の調査項目につきまして、大きく4項目あるようでございます。1つ目につきましては、生物の多様性の確保及び自然環境の体系保全に係る項目でございます。2つ目といたしましては、環境への負荷に係る項目でございます。例えば廃棄物等、温室効果ガス等への影響評価ということになってきます。3つ目でございますけれども、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る項目ということでございます。最後、4点目でありますけれども、人と自然との豊かな触れ合いに関わる項目で、4点、4項目につきまして調査、予測及び評価を行うというようなことで環境影響評価になってございます。また、環境アセスメントにつきましては、環境影響評価法に基づく対象事業と山形県の条例で対象となる事業がそれぞれございます。法アセス、国のほうの対象事業、法律で決まっている対象事業でございますけれども、こちらにつきましては事業別にいきますと、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等、13種類の事業が対象となっているようでございます。開発規模によりまして、必ず環境アセスメントを行わなければならない事業を第1種事業、そして必要かどうか個別に判断する事業につきましては第2種事業ということで、第1種と第2種、2種類に分かれているようでございます。また、県条例に基づくアセスでございますけれども、こちらにつきましても、道

路、河川、発電所など、こちらにつきましては15種類の事業が対象となっているようでございます。こちらでも開発規模によりまして行わなければならない基準がそれぞれ定められているというような状況でございます。法アセスの対象となる風力発電による出力対象事業規模でございますけれども、1万キロワット以上、超える場合が対象となってくるということで法のほうにうたわれてございます。現在の計画段階評価の配慮書ということで、手続一部始まってございますけれども、そちらの事業規模見てみますと、総発電出力規模が43万キロワットから50万キロワットということで、1万キロを超えるということでございますので、法アセスの対象となる事業ということで手続を進めていただくことになってきます。なお、環境アセスメントにつきましては、先ほど町長答弁にございましたけれども、配慮書、方法書、準備書、評価書ということで、段階を踏みながら作業を進めていくことになり、環境アセスメント期間につきましては、おおむね3年から4年要しますということで言われてございます。それぞれの段階を経て手続を進めていくわけでございますけれども、その都度、計画の報告、縦覧を行いまして、町民の皆様の意見を聞くとともに、事業者による町民説明会を実施していくこととなります。また、町でも環境審議会を開催しまして、町としての意見を県知事へ提出することになります。町の意見を受けまして、県のほうでも環境影響評価審査会を開催し、その意見を国のほうへ提出しまして、審査を経た後、事業者へ確定通知を発することになってきます。なお、事業者につきましては公募を行い、決定となってきます。その後、工事に向けた詳細設計を行い、建設工事に着手するというので、スケジュール的にこういう形で進んでいくこととなります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 洋上風力のことが話題になるときに、一番先に出てくるのがどれくらい遠くにあるのだということが出てきます。要するに海岸線からです。それで、今までそういった広報等でも最低で1キロという、そういう図面は、絵が載っているようです。ところが、一番近いところで1,000メートル、ところがこの四角い枠は、枠自体の短辺というか、それが4,500メートルあるわけです。すると、1,000から5,500まで、理屈としてはこの枠の中でつくれば設置される可能性があるというふうに考えられると思うのです。この場合、なるべく遠くに造るということは配慮されているのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

遊佐沖での洋上風力発電想定会議でございますけれども、当初につきましては区域、秋田県境から酒田市との境界までということで、約14キロから15キロを想定してございましたけれども、吹浦地区には十六羅漢、そして出羽二見等の景勝地があること、そして月光川河口よりサケの遡上もあるということで、環境資源や漁業への影響等を考慮しまして、北側につきましては旧吹浦村と旧高瀬村との境界から南が酒田市までの境界ということで、約9キロを想定してございます。そして、沖合のほうになりますけれども、今議員おっしゃったとおり、海岸線から1キロにつきましては自然公園地域になってございますので、その1キロ先から沖合4.5キロということで想定会議で想定してございます。なお、配置につきましては、事業者が一部配慮書ということで、作業進んでいますけれども、40基ないし60基くらいまでということで、

それぞれ事業者ごとに計画を組んで配置計画を進めていくというような形になっていこうと思います。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 課題は様々あると思うのですが、目的は不可欠な電気エネルギーを得るためのものであるわけです、洋上風力というのは。それで、これは見方にもよると思うのですが、私自身が考えるには、原子力や化石燃料に比べれば、やはり何とかして解決していかなければならない、解決可能らしい、しなければならないというふうを考えている次第ですから、ぜひ町の執行部の当局としても、そういったアセスは当然守る必要があるわけですが、そういう先に進めるということで考えてしかるべきではないかということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 洋上風力、県が主体で、今国の法律に基づいた行為をしっかりと地域に向けて、そしてほかにもまち協の会長とか漁業関係者とかいろんな方、五島列島まで研修行ってきてくれること、大変ありがたいと思います。ただ、実は私は山形県に、これだけは、山形県さん、整えてくれないかということをお願いしているところがあるのです。1つは、山形県として果たしてどのエリアがいいのかの設置基準、ガイドラインをしっかりとつくってくれないかな。酒田も入りたいようなこともあるし、いろんな形があります。酒田は南、日向川より以南になれば、あれ港湾地区なのです。こっちは一般海域という形、遊佐町分はあるのですけれども、やっぱりどこが適正な区域なのか。今ちょうど出羽三山に風力発電という形で課題になっていますけれども、いわゆる設置基準がいい場所、ガイドラインでしっかりとまずそこを示してくれないかということをお願いしてまいりましたし、2つ目はやっぱり地域の住民にとってリスクがあればこれ大変でしょうから、リスク管理のための協定書、契約書のたたき台を県がしっかりとつくってくれないかなということをお願いしてまいりました。町にとって一番怖いのは、設置したことによって地域の町の住民にリスクが発生するというのが一番心配です。それらを抑制、止めるためには、紙切れではなくて契約書なのだというぐらいの協定書をしっかりとつくっていただいて、それ当然つくるときは地域の皆さんも参加してもらえればいいでしょうし、町も県もいろんな形でやっぱり参加をしながら、手づくりでもいいですから、それをつくってもらえることによってしっかりと、もしものときは止めてもらうのですよというぐらいの形の踏み込んだ協定書を結ぶことがあれば、そのたたき台を県がひとつ苦労してくれないかと実はお願いしているのですけれども、なかなかそこまで進んでくれないというのがちょっと私から見ると遅いなって。県としてもそれだけ再生可能エネルギー導入を図るのであればやっぱり県民にリスクがないように、そして県としてこのエリアは大丈夫ですよというガイドラインをしっかりと整えてもらいたい、そのように今お願いしているところであります。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも一般質問させていただきます。

遊佐町のブランド戦略の考え方につきましてお聞きしたいと思います。コロナ禍の中、観光業をはじめ、多くの業種に多大な影響を及ぼしました。その中で、国はG o T o トラベルキャンペーンを実施し、

県や遊佐町でも関連したキャンペーンを実施してきたことで一定の効果はあったと思います。しかし、今後新型コロナウイルスの影響が収束してきたとき、どれだけ遊佐町に魅力を感じてもらえるかが今後の町内の経済に大きく影響してくるのではないのでしょうか。そのためには、これからの遊佐町を売り込むための総合的ブランド戦略を早急に取りまとめ、実行に移していかなければならないと思います。今後の遊佐町の総合ブランド戦略をどのように考えているのか、またそのための体制をいかに構築していくのか、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から8番、赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

コロナ禍の中のブランド戦略の考え方という形ですけれども、実は我が町のみならず全国の観光産業が、国交省に観光庁を設置して、そして本当は2020年7月、もう既にオリンピック終わっている時期なのですが、4,000万人の訪日客を目標に、そして2030年には6,000万人まで呼ぼうとしていたインバウンド戦略が、新型コロナウイルスの感染症によって今外国からの入国に制限を設けなければならない。タイと、どこか2か国、ベトナム、少しずつ拡大するというような形の中で、観光業は本当に本当に大変な痛手を受けています。新型コロナ感染症が収束してからやればよかったのでしょうかけれども、東京から来ないことには実際は我が町も、遊佐町にも東京からのお客さんいますかと問合せがあって、東京からのお客さんいますと言うとキャンセルの電話が来るといような状態でありますので、やっぱり東京を収めていただいてから全国的な観光、Go To トラベル等をキャンペーン的にもっと盛大にやれば、それは観光業の復活もあり得るのでしょうかけれども、酒田にはダイヤモンド・プリンセス号ほか、豪華外国クルーズ船がゼロという事態になっていますし、本当にどうやって観光をもう一回全国的に、そして東北として、山形県として、そして庄内として、遊佐町として作り直すかというのが同時に大きな課題であると思っています。遊佐町の総合的なブランド戦略はと申せば、ウイルス感染症以前も今後も、鳥海山が半分、豊かな湧水を中心にした取組を基本とするということには多分変わりはないのだと思います。土曜日の「日立世界ふしぎ発見!」、鳥海山ジオパークで釜磯湧水から丸池様、そして神泉の水、岩ガキ、そしてにかほ市の元滝の伏流水等、映像が放映された途端に、丸池は行けなくなるほどよそからの車が多かったと。まだ駐車場もできていないのに、ちゃんと丸池の駐車場の予算をこれから議会にかけようとしているときに、テレビ1本の、あのゴールデンタイムの影響力は物すごいのだなということを感じております。まさに鳥海山を中心としたものとするには多分これからも変わりはないのだと思っています。その地理的特徴を生かしつつ、農水産物の地域ブランド化と高付加価値化を可能にする加工技術の向上を目指し、よく言われていました6次産業化の推進、特産品の開発、販路拡大を組み合わせたり、まさに地域活性化拠点施設、今年つくり上げましたが、それらの活用についてしっかりと豊富な観光資源と組み合わせ交流人口の拡大につなげることがまさにブランド戦略ではないかなと考えているところです。現在鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会においては、第3期のジオパーク認定商品を募集していますが、本町だけでなく酒田市、由利本荘市、にかほ市との広域連携の下に地域の産業振興に取り組んでいる特徴的な事業となっております。また、道の駅のスタンプラリーも環鳥海という形で行われているところを見れば、やっぱり単独で遊佐町だけでという形もなかなか難しい中では、広域連携をもってというのが非常に重要なところかなと思います。本町の新たな取組であります鳥海アワビやマルハニチロ株式会社のサクラマス、株式会社

金龍のウイスキーや既存の酒造会社杉勇、東北泉の日本酒などを含め、遊佐町の恵みである湧水に関連した買っていただける商品の開発支援とPRの強化はますます重要と考えております。現在町の新たな取組として、先ほど地域活性化拠点施設を活用しての商品開発等のお話をしましたが、なかなか参加してもらえないと。最初は、町内だけの事業者に開放しましょうかという事務局の話あったのですけれども、いや、酒田含めて庄内の誰でもいいから、そこで開発できるような拠点としなければなかなか使ってもらえないでしょうと言っていました。まさに庄内からはなかなか申込みがないということ、非常に危惧をしているところであります。ただ、遊佐町では一遍、餅加工はJA庄内みどりが平田町で行うのだということで決定しました、理事会決定。ところが、蓋を開けてみたら、施設を造るときに平田町には下水道を完備していないと。という形でいくと、下水道をしっかりと整備するには1億円ぐらいの予算もかかるということを知りましたので、JA庄内みどりの役員の方には、平田でそんな過大な下水投資するよりは、うちは鳥海山のウイスキーも作っている地域での水を使ってのお餅の加工という形でいけば、下水道も含めてしっかりといい設備が使えるので、ぜひとも理事会で検討してもらえませんかということを私は遊佐町の個々の理事には既に申し上げているところであります。様々な生産者の商品を販売するためには、例えばパッケージの統一とか、東京のアンテナショップには遊佐の特産品という形での申請の仕方をしていろいろ取り組んできましたが、やっぱり町単独での視点よりも県農業総合研究センター、また有識者等の意見、そして若い人たちの新たなチャレンジの支援も考えながら、それら等取り組んでいければと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ただいま町長のほうからのご説明いただきましてありがとうございます。

最近何なのだろうと思うくらいテレビで割と鳥海山取り上げられて、非常にうれしく思っています。今の町長の答弁のほうにありました民放の番組、そちらのほうもそうですし、昨日はBSで鳥海山やりましたし……

（「三百名山」の声あり）

8番（赤塚英一君） 三百名山でなく百名山のほうで、やっていました。

（「NHK、田中さん」の声あり）

8番（赤塚英一君） そうではなくて別のやつ。非常にいい形で、今遊佐町を売り込むいい時期なのかなと、勝手に盛り上がってくれますから、非常にいい時期なのかなと思っています。ただ、ここでクレーム言うのもいかなものかと思うのですけれども、これ本当企画観光のあたり、広報のあたりでは非常に敏感に感じてもらいたかったなと思うのですけれども、町長の答弁いただいた先日の民放の番組では、秋田県遊佐町とホームページに出していたらしいのです、秋田県遊佐町って。私ちょっと直接確認したわけではなく、間接的に確認させてもらっただけです。今もう直っているらしいのですけれども、ジオパークという形でやったときに、鳥海山、ジオパークくくりで、秋田も山形もみんなくくりになってしまっているのです。そういう意味では、我々としては当然3市1町として取り組んでいるわけですから、一緒になって手を取り合って当然やっていく、盛り上がっていけば一番いいのですけれども、やっぱり遊佐町をできるだけ売り込んでもらいたいという気持ちはあるわけです。そういうときに、そういう間違

った情報を出されるような状況。あと先ほどちょっとBSの話したとき、町長は田中さんかと言っていましたけれども、例のやつ、あまり番組名出すといかがなものかというがあるので、その辺はぼやかしますけれども、でも地図のところには酒田市が出るのです。ずっと徒歩で移動して、映っているのは松山の街道が映っていると。隣は酒田だったので、酒田市が出るのはしようがないと思うのですけれども、地図に鳥海山と出て、酒田市が出て、遊佐町は一つも出てこない。やっぱりそういうのも、そういうのに詳しい人に言わせれば東京でつくっている番組だから、どうしてもその辺が手薄になるよねという話は言われるのですけれども、そういうのも含めてブランド戦略として、鳥海山といたらやっぱり遊佐町だよと出てこない、どうしても今までだと遊佐町といえば鳥海山みたいなところだったので、鳥海山といえば遊佐町だよと出てこない、やっぱりそこはなかなか弱いのかなと思うのですけれども、この辺導入部分としてちょっと話題提供的なところではございますけれども、遊佐町を取り上げてもらう環境としてどうなのかというのを、その辺ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、多分これ企画課になるのかなと思うのですけれども、感想で結構でございます。特別詳しい答弁は必要ないのですけれども、感想で結構ですので、ひとつお願いできればと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

鳥海山といえば遊佐町というふうなことで、いわゆる全国の皆さんにそういったイメージが伝われば、それは確かにすばらしいことだというふうにも思っております。一方で、やはり鳥海山は、ジオパーク取り組んでいる3市1町、あの地域のみんなの宝物だというふうにも思っているところでありますので、少なくとも鳥海山というのは日本海側で秋田県と山形県の境のところにあってという、そんなイメージで広がっていただくことが一番大きいのかなというふうにも思いますし、遊佐町だけが独り勝ちするようなことよりは、やはり地域全体で盛り上がっていくと、こういった視点が大切かなというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 企画課長、本当ありがとうございます、突然振りまして。ただ、麓に住む我々としましては、やっぱりおらほの山だという思いはあります。そういうのも含めて、これはブランドの一つのシンボリックなものだと思っていますので、その辺は売り込みのほうぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと今いろんな商品開発、答弁の中に商品開発もございました。これもやっぱりいろんなところをちょっと調べてみると、本当これもいかがなものかという表現がよくあるのですけれども、例えば今の時期、ちょっと時期は外れましたけれども、昨日もテレビで岩ガキが非常においしそうに出ていました。わざわざそれを食べるに新潟から来たのだよとお父さんがインタビューに答えました。場所はふらっとでした。やっぱりふらっとに来てくれる方がいいなと思うのですけれども、それでも例えば今ネットの時代ですから、当然ネットでいろんなことを調べますけれども、岩ガキ、やっぱり我々としては非常に力入れていきたい特産品の一つかなと思うのですけれども、岩ガキの産地というと秋田県の象潟、山形県庄内浜、新潟県の村上、笹川流れ、糸魚川という形で、山形県の場合、庄内浜という大きなくりで出てくるのです。にかほ市象潟は、象潟という固有名詞という言い方おかしいのですけれども、その地名でぱっと

出てくるのですけれども、こういうのもやっぱりブランド戦略としては考えていかないと、今アワビも取り組んでいます。例えばウイスキーもそうですし、こういうのあったときに、G1ではないですけれども、その地域の売り物として考えたときに、ほかのところは非常にピンポイントで出てきますけれども、うちの場合は大きい庄内浜だとか庄内とか、場合によっては山形県というくくりになってくるとぼやけてくるのかなと思うのですけれども、この辺の売り込みの考え方、この辺をどのように考えているのか少しお聞きしたいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 観光地として発信したいということは、それ当然のことですが、東京ディズニーシーとかディズニーランド、またユニバーサル・スタジオ・ジャパンみたいにして施設をつくって、そして入ってもらって、入場料等、お金を払ってレジャーをしていただくというやり方は取っていませんので、まさに大自然が、鳥海山が、そして丸池様が、釜石が、まさに幾ら来ても実際は、心の満足はもらっていくのしょうけれども、なかなかお金を落としてもらえないということが本当にブランド戦略整えるというか、そういう意味でいくと非常に課題として残っているなど。行政としての仕掛けは、それ限られているものですから、やっぱり民間の力を借りなければならないということも事実ですけれども、観光プラス物産、いわゆる物産に結びつける方策が我が町ではちょっと弱かったのかということ非常に思います。先ほども申し上げましたサクラマスもウイスキーもいよいよ商品化何年間後、そしてアワビもできました、岩ガキはありますといっても、実は観光と結びつけている、購入していただくというのは非常に少ない。その辺が非常に、酒田市は観光物産協会というのでしょうか、物産も含めた形で取り組んでいるという形しますが、今全国の観光地がもう本当に観光を行政で持つのやめようみたいな時代になりつつあると思っています。南陽市のハイジアパークがあとは公募いなければやめるのだということまで来ているという現状ですし、なかなか観光と物産をどうやってつなげていくのか、そして町に訪れた人が1か所、今実はふ化場のところに遊樂里とふらっとのお土産買えますよという看板は確かに立てているのですけれども、今日一番最初に遊佐パーキングエリアタウンの特別委員会設置してもらいました。まさにあそこにどうやって物産の販売と観光を結びつけるかというところの拠点的なものを仕掛けていくということが課題のかなと非常に思っています。いわゆるパーキングエリアの予定地は、どちらかという縄文の歴史の拠点と丸池様とかサケのふ化場とか、いろんな形のエリアが非常に近い距離にあるということなので、メンバーの辰野会長が「車で回るのもいいけど、そこに車置いて、あとはエコツーリズムで自転車で回るのいいんだよね」という形のエコツーリズムの拠点とか、そういうところに車を置いて、そして近い距離で、今は自転車といっても電動アシスト自転車というのが非常に便利なのでそうですから、それら等を整えながら、誘導する、そんな形をどうやってつくっていくか。まさに今日議会の始まったときに特別委員会立ち上げてもらいましたので、ああいうところで一緒に議論をしていただければ非常にありがたいと思っています。町としては、PATも含めて、全てを町でやるという形はほとんどないのだと思います。やっぱり民間と力を合わせて整えていくというのが行政の在り方だと思いますし、けれどもトイレとかは、鳥海山山頂トイレとか、あれは町でやっぱりどうしても開けなければならなかったということもあります。ブランド戦略整える中での課題について抽出して、しっかりとこれから議論して、どうやったら物産までつなげていけるかということを検討していきたいと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 町長からいきなりまとめられてしまいましたので、どうしようかなと思ったのですけれども、できればもうちょっと後で言ってもらえればよかったのかなと思うのですけれども。

そうなのです。物産と観光がきちんと結びつく形をどうやって取っていくかがこれからの重要なブランド戦略の一つだと思うのですけれども、今どうしても遊佐町は、全てがばらばらとは言いませんけれども、独自に動いてなかなか結びつかないものがいっぱいあると。これは、前々から非常に課題にはなっていたと思うのです。それこそ少し前ですけれども、「おくりびと」のときもそうでした。「おくりびと」のロケ地だといって来てくれるのですけれども、お金を落としてくれないとか、人は来るのだけれども、お金は落ちない。子どもセンターできたときもそうです。町内だけではない、近隣の自治体からたくさんの方々が来てくれました。でも、朝から来て食事するところがないものだから、お昼で帰ってしまうとかいう話をよく聞きました。この場でも少し話させてもらったのですけれども、なかなか改善できなかった部分だと思っています。そういうのを含めて、一番最初の壇上の質問でも話ししていましたが、そのための体制をどうやってつくっていくか。ただ行政が全部やりますよでもないですし、民間に全部やってくださいという丸投げみたいな形でやるのも違うのしょうけれども、その辺をどうやって伝えていくかが重要だと思うのですけれども、この辺の考え方、例えば遊佐町でいえば観光協会さんだったり、ブランド推進協議会だったり、いろいろあるわけです、外郭団体が。そういうところの体制をどのように許可していくか、どのように町としてお手伝いできるのか、そういうところを考えていく必要があると思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

所管であります観光協会につきましては、今現在はNPO法人という形で運営をされているということでもありますけれども、言ってみれば理事の皆さん、あるいは構成会員の皆さんについては、やはりなかなか町の観光に携わる皆さんが結集している状況ではないというか、少し課題があるというふうな認識も持っていることでもありますし、そういった意味での意見交換も行わせていただいているというふうなことでございます。今後役員体制も含めて、いろいろ内部の議論も含めてされていくのだろうなというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今企画課長のほうから、観光協会との関わり方だったり、そういう部分だと思うのですけれども、今度いわゆる物産のほう、ブランド推進協議会との関わり、この辺の考え方はどうでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ブランド推進協議会を担当している産業課といたしましては、先ほど来遊佐の商品をどのように買っていたかということでご提案させていただいておりますので、そういった意味では興味を持った人が本当においしいものであればどこにでも買いに行くような感じがいたしますので、そういった加工品の開

発、本当にほかにはないおいしい加工品、加工する原料はいっぱいございますので、鳥海アワビもそうですし、サクラマスもそうですし、先ほど来いろいろ町の特産品出ておりますので、そういったものの新たな加工品の開発ということに視点を置いて、まずはブランド推進協議会でも取り組んでいきたいと思っております。加えて、やはり売るためにはそういうパッケージも、先ほど来町長答弁にもあったのですが、統一したパッケージも必要だとは思いますが、今は農業者の方が個々に加工品をつくっていただいて、それぞれが独自の包装をして販売をしているという状況ですので、それを一手に遊佐のものだと分かるように、統一した商品として何とか独自のパッケージ化を図って、売れる商品につなげていきたいというふうに思っているところです。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） その辺の例えばパッケージの統一化だったり、トータルとして物産を売っていく企画力、その辺はブランドとしての差別化、他の自治体だったり、他の観光地だったりとの差別化を図るためにはやっぱり一番重要な部分かなと思うのですが、物はいっぱいあるのですが、本当にいいものが。ただ、そういう企画力が非常に弱いかなと思うのですが、その辺に対してそれに関わる人たち、担当課もそうですし、ブランド推進協議会の方々もそうですけれども、そのほかにそれを取り巻く例えば生産者だったり、加工業者だったり、いろんな団体がどのように考えているのか。トータルのな、何か会議と申しますか、そういうのを持った事例ってあるのかどうなのか、少しその辺をお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

なかなか難しいご質問でして、ブランド推進協議会だけではなくて、商工会等も通しまして、セミナーなど、創業支援も含めて、講師を呼んでいろいろな研修会等もやっておりますので、そういった機会を捉えて検討していきたいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひ早急をお願いしたいと思います。

何で今この時期に戦略とかという話をするのかということ、このコロナ禍でどこもかしこも身動き取れないのです。当然宿泊もそうですし、観光だけでなく、いろんなとにかく人が行き来することに関してはストップしているような状況です。そのときにしっかりと足場を固めて準備して、すぐに動ける状況をつくっておく。ほかのところも動けないわけですから、我々も動けないと、みんな同じ状況ですけれども、そこでいかにして準備しておくか、いろいろ考えてやっておくかというのが、いざコロナ禍が収まって、さあといったときに一斉に動き出せる。ほかのところは多分やっていると思います、こういう状況ですから。そこに負けないようにするためにはどうするかということを考えなければならないと思うのですが、そういうところで今回これを取り上げさせてもらいました。ぜひぜひ講習会やっているよとかではなくて、もうそろそろそれを次のステップとしてやっていかなければならないのかなと思うのですが、この辺。本当はここで町長からまとめて感想言ってもらって締めようかなと思ったのですが、先に言われてしまいましたので、どうしようかなと思うのですが、では観光のほうに非常に今関わっておりますので、副町長のほうから一言いただきます。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からも一言発言の機会をいただきたいと思います。

今ブランド戦略といいますか、先ほど町長答弁にもありましたけれども、すてきな素材いっぱいあるのですけれども、買っていただける商品の開発、これらのものをどうやって進めていくかという状況あるわけですけれども、その辺は先ほど町長のほうから基本的な方向性といいますか、考え方、お話しいただきましたので、私からは、今町のほうで指定管理をお願いしている代表的な施設の現状を捉えながら、その辺に少しアプローチしてみたいなというふうに思います。今本当に新型コロナウイルスで、例えばふらっとへの人の流れとか宿泊への人の流れ、この辺が一番顕著なのかなというふうに思います。宿泊の面では一番のお客様を受け入れるキャパシティを持っている遊楽里について、ちょっと確認をさせていただきました。そうしましたら、4月、5月のお休みいただいた期間、国からの要請等々受けて4月の25日から5月の10日までは休業したというような状況もありますけれども、売上高で見ると、4月、5月がほぼ1桁台、9%くらいの数値になっています。7月がやっと50%で、8月が宿泊でいうと82%。でも、日帰りをご利用いただけるようなお客さんが前の年と比べると11%くらいで、全体では77%、こんな数値で伺ってございました。もちろんGo To キャンペーンで、吉村知事も最初は少し難色を示されたお話だったのですけれども、そのことを受けて県内のいわゆる宿泊施設も多少なりとも潤ったというような結果も捉えて、また違った意味での発言もなされていましてけれども、Go To キャンペーンと泊まってお得キャンペーン、これらの影響はやっぱり非常に大きいというものがあるということで、実際お客様と接して電話を取っている皆さんの感想として受けているところであります。そういった中で、例えば物産という意味では、先ほどありましたように、非常にテレビの影響というのは大きいもので、あれが出た翌日にはもう、地元の課長から情報を得たところでは、サケ採捕場の駐車場に入り切らず、その手前の道路までずっと止まるくらいにお客様が見えていると。だけれども、先ほど町長も少し話したのですが、そのお客さんが見えたときに、ではそこにお客さんが見えてくれることが地域の経済活性化にどういうふうに結びつくかと。丸池様注目していただいてうれしいねという側面とプラスアルファ、やっぱり地域経済へそれをどう結びつけるかというのが我々の課題の一つであろうかなと思います。そういった意味では、お泊まりどころはこういうところあるよ、お土産買うのだったらこういうところがあるよ、お食事するところこういうところあるよというようなご紹介も含めて必要なかなというふうに思います。宿泊の面で先ほどお話しさせていただきましたけれども、ちょっと話があちこち行きますけれども、今営業されている部分でも、当然遠くの東京、首都圏の方々への営業というのは、エージェントも含めてなかなかできない。そういった中で、近場の観光地を見直すという、横文字的な使い方をするとマイクロツーリズムというような考え方の中で営業、簡単に言うと近過ぎて泊まったことのないお客様がこの機会にご利用いただくというような視点を持って、今まではあまり、もう近くでご利用いただけなかったところも含めて、また知っていたのだけれども、なかなか利用することがなかったというような、比較的近くに住まわれている皆さん、遠くでも県内くらいのエリアの方を対象にして営業を頑張ったというお話も伺ってございました。そして、もう一つ、物産という意味で興味深いのが、かなりお客さん戻ってきていると感ぜられる道の駅鳥海ふらっと、その中で何が苦戦をしているかということ、お土産品のコーナーなのです。つまり今お話しした近くのお客様が寄るということは、もうお土産品は買っていかない。やっぱりお盆で帰省して

いただいた首都圏からのお客さんが帰りにふるさとのお土産として地酒だったり、お菓子だったり、そういったものを買っていただく、これが非常に大きいのですけれども、その部分が非常に圧縮されているというお話も伺ってございます。先ほどここに行ったらお土産買えるよというような誘導策等々、イメージ戦略を立てる意味でも、やっぱり力強いのが核となる商品、お土産品があるということ、つまりふらっとのイメージとして一番強いのが何かというと、やっぱり直売の産直の部分であります。近場のといっても秋田県とかからのお客が多いのですが、新鮮なお野菜を求めになるお客さん、野菜を求めた、そういったときにいろんなものもお求めいただける可能性があります。それから、少し離れたところからおいでいただけるお客さんは、やっぱりお魚、海に面している遊佐町のお魚を扱っている。しかも、焼き魚を扱っているというのは、こういう産直の駅でもほとんどなくて、この辺では道の駅鳥海ふらっただけかなと。そういったものを目当てにしておいでいただく、そのことが誘客に非常に効果的な側面があるということを考えています。そういった意味では、核となるイメージ戦略、これを海拔ゼロメートルから2,236メートルまで、日本海と鳥海山、その湧水とを一つのイメージの中でどう取り扱って、物語として物産に結びつけていくかというのをこれからやっぱり我々一生懸命みんなで考えていかなければならない。そして、そういう事業に携わっている人からはぜひそのことを具体化していただける。口で言うのは簡単なのですが、なかなか難しいことなのですが、そのところがこれから大きな課題になっていくかなと伺ってございます。先般9月3日には、山形県知事、若い方々と吹浦の防災センターのほうで、先ほど一般行政報告申し上げましたように、お話ありました。若い方々からいろんなご意見もいただくわけですが、その日にちょうど東北デスティネーションキャンペーン、これが来年開催されるものですから、そのための大手エージェントの皆さん、丸池、それから牛渡川、これを視察、現地調査に来られました。そのとき私も行ってご挨拶させていただきました。そういった大きな魅力をやっぱり様々な面で持っている。特にテレビで釜磯の湧水の中に足を突っ込んで、もう足が非常に深く入っていくあの様子は、私ももう実際そうやって小さい頃からびっくりしたりしながら体験しているわけですが、あんな体験なんかやっぱりそういった方々から経験していただけるとうれしいわけですが、そういった鳥海山から渚の湧水まで含めて、イメージを物産に結びつけていければ、そして特徴ある核となるものをどうやってつくっていくか。そのことによって行っていただいて、行っていただいたらそこには、あっ、こんなものもあるのだという全てを、100あるものを全部100宣伝するわけにいきませんで、核となるものが1つか2つあれば、それに付随していろんなものをやっぱりお買い求めいただけるのかなという気もしてございます。すみません、あちこち話が行きながら、申し訳ございませんでした。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今副町長、いろいろご答弁いただいて、そういうことなのです。どうやって来てもらうか、今その部分は非常にいいのですけれども、それを物産につなげていく。例えば何かを食べてもらう。何かを買ってもらう。あそこよかったねと、もう一度行きたいねとなってもらえば一番いいわけです。そのためにやっぱりいろんなことを考えていかなければならないかなと伺っています。ただ鳥海山だ、丸池様だといってみんないっぱい来てもらったって、それはそれで確かに喜ばしいことです。ただ、それだけではなくて、そこから波及するものをいかにつくっていくかが我々の一つの課題だと思っておりますので、それこそ町長がいつもおっしゃっていますオール遊佐の英知を集めると。そういうことであれば、

そういうところにもうちょっと我々は力を入れていかなければならないなと思っています。この間もスタートアップのイベントありましたけれども、そういう形でこれから動いています。今回のこのコロナ騒ぎで何もできなかったというのは、非常にいい経験になったと逆に思っています。そういうところから、どうしたら人に来てもらえるのか、どうしたらこういうことができるのかというのを考えていければなという思いから今回させてもらいました。先ほど、町長何ぼでもしゃべることだったので、せっかくですから、総トータルとして、さっきちょっとまとめられていたのですけれども、そこからもう一歩進んだところで何かをお話あれば。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） ブランドといいましても、実は食に関するブランドでいけば、アワビも3年、4年目ですか、5年目ですか、4年目、サクラマスもマルハニチロさんの力であんなにも大きくできるようになった。ウイスキーも今つくっている。そして、今放流するサケ、3つの組合の皆さんからめじか地域振興協議会をつくっていただいて、山形県を通して最上川からもまた放流しましょうという形も続けていただいているということは、まさに食の都庄内という形のこの地域の特徴である食の光が今最近見えてきているのだというふうな認識をしています。これまでアワビなんかはやっぱりなかなか、民間事業所で3年、4年もうからないけれども、やってみてよと言っても、それならなかったのでしょうかから、まさにこれからのブランド化に向けてしっかり、今のコロナ禍終わったらもう大発信をさせていきたいなと思っています。それと含めて、ウイスキー、そして実は我が町の日本酒は、やっぱり私は杉勇と東北泉は本当に県内誇っていいお酒だと思っていますので、それらとしっかりと観光プラス物産を本当に力強く推し進めていくというのがこれからの遊佐町の戦略、鳥海山を核としてというふうに思っていますので、進めてまいりたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） いっぱい周りにあり過ぎてなかなか見えない部分っていっぱいありますので、常にあるわけですから、どうしても否定的なところから我々、ブランド化とかなんとかという、入るとき結構あります。そういうのではなくて、ポジティブなイメージから入っていけるように我々も頑張っていきたいと思いますし、いろんなアイデア出したいと思いますし、ぜひ町長はじめ執行部の皆さんからもその辺しっかり、車でいえば最初のキーを回す、エンジン回すための、セルモーター回すためのキーをひねる、その作業をぜひやっていただければと思いますながら、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。みんなで一緒に頑張っていって、将来、遊佐町っていいよねと、何度も来ていただける町にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

議長（土門治明君） これにて8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

3時10分まで休憩いたします。

（午後2時48分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 3 時 11 分）

議長（土門治明君） 4 番、佐藤光保議員への答弁において不適切な発言がありましたので、佐藤産業課長から削除の申出があります。

佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 先ほど佐藤議員に対する答弁で不適切な発言がありましたので、削除をお願いしたいのですが、ご質問ではプレミアムつき飲食券の販売セット数を確認されたわけでありましたが、商工会の事業でもありましたので、商工会長でもあります本間議員に確認すればというような関係のない発言をしてしまいましたので、その部分の削除をお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 7 番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） それでは、通告に従い、質問をいたします。

鳥海山系から供給される水源は、本町の生活面、産業面において重要な資源であり、町民の方々にもその恵みである水を守る心が根づいていると考えます。その思いを受けて、行政側では河川等への排水に関し、月光川の清流を守る基本条例を平成 2 年 3 月に、平成 15 年 3 月には遊佐町環境基本条例を制定した経過があります。環境基本条例の基本方針の一つには、高山、森林、里山、農地、海浜、河川及び湧水地域等における多様な自然環境の保全を図り、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保するとあり、これらを確保するため、町は施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するとされております。その一つが令和 3 年度に 10 年間の計画期間を終える環境基本計画であると考えます。遊佐町森林整備計画によれば、本町の総面積約 2 万 841 ヘクタールのうち、平成 25 年度時点では約 66% が森林であります。その約 40% が民有林であり、かつそのうちの 67% 相当が人工林であります。民有林の今後の管理の在り方が環境保全にも影響するものと考えます。平成 30 年 5 月に成立、令和元年 4 月に施行されました森林経営管理法は、林業の成長のほか、環境保全も狙いの一つであると認識しております。同法は、森林所有者には適時の伐採、造林及び保育を実施するなどの経営管理を行うことを課し、市町村には経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるように努めると規定しております。同法が国会で成立した直後の平成 30 年 6 月定例会の一般質問で、本町において（仮称）林業振興協議会の設置の予定はないか質問をいたしました。その際の答弁は、現段階では考えておりません。今後森林整備状況及び所有者情報等を共有し、森林整備の促進に向け、引き続き連携を深めたいとの内容でありました。森林経営法の背景には、森林所有に係る相続等含めた課題もあると考えられます。森林異動については、平成 24 年 4 月から所有者に届出義務が課されております。本町から離れた方々だけではなく、森林の場所や植生現状が分からない町民の方々も今後多くなると私は考えます。本町と同じように鳥海山系の恵みを楽しむ最上地方では、土地柄もありますが、令和 2 年度から新たな森林管理システムを始動する町が相次いでおります。レーザー機器を搭載したドローンを使用、3D の地形データ、既存の作業道、立ち木の種類、本数、高さ、密集具合などの情報を整理し、現地に行かなくてもモニターやタブレット端末で現状確認が可能になるとのことです。森林の現状データを得ることは、今後の水源涵養域の保全にも役立つと考えます。しかし、航空レーザー測量はコスト面で割高の現状にあります。庄内開発協議会の令和 3 年度庄内地方重要事業要望では、県が

一括して推進するよう求めているようでもあります。最初に、本町において森林管理システム構築を検討されているか伺います。

国から、森林環境譲与税の交付を受け、本年度で2年目となりますが、平成31年3月制定の遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の目的は、町内における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に係る財源に充てるためとあります。本年3月には、一定区域を対象とする所有山林に関する意向調査が実施されております。2点目として、この基金を生かす施策についてどのように検討されているか伺います。

森林は、世代間で引き継がれ、現在に至っていると考えますし、今後も引き継がれていくことで町の自然環境が維持されていくものと考えます。環境基本条例の基本理念にも、恵み豊かな環境を将来の世代に継承できるように適切に行わなければならないとあります。将来の世代に適切に継承するため、教育面でのどのような活動が行われているのかを伺い、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、7番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

自然環境の保全には、町民と一体となる施策も必要ではということでもあります。まさに先ほども申しました「世界ふしぎ発見！」の土曜日のゴールデンアワーに水の山鳥海という形で示されたこと、鳥海山を取り巻く本当にすばらしい発信だと思っていますし、この自然環境をやっぴり次の世代に引き継ぐ責務が私たちにはあるのだという認識で私はこれまでも行政進めてまいりましたし、これからも進めていかなければならないと、このように考えております。議員質問にありました鳥海山系の自然涵養機能の保全は、鳥海山の豊かな恵み、湧水を享受する我が町において極めて重要な事項であり、そのため森林環境税を利用した森林経営管理等の実施により、自然環境保全の推進を図っていきたくと考えております。まず、森林管理システムの構築についてであります。本町においても令和元年度12月より、県が利用している山形県森林クラウドシステムの市町村版を導入している状況にあります。本システムは、林業事務の効率化、高速化を図ることを目的として導入されたものであり、航空レーザー測量についても県と各市町村による共同支出についての意向調査等があり、どのように進めていくのか検討されている段階であると理解しております。なお、議員の質問にありました航空レーザー測量を行うには多額の経費が必要となるため、町としては町独自のレーザー測量の実施については難しいと考えております。

次に、森林環境譲与税についてであります。森林整備及びその促進に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されるものであり、その財源としては令和6年度から課税される森林環境税が前倒しで交付されるということとなっております。事業実施に当たっては、現在の経営管理に向けた準備に加え、遊佐町に適した事業とは何か、先進事業等を参考にしながら、今後の交付金の活用については引き続き検討してまいりますが、その第1歩として、本年3月、長坂地内の森林所有者を対象に林業経営の意向調査を実施したところであります。調査の回答率は6割、その中で町へ経営管理を委ねることについて検討したいと回答した方はその中の6割ほど、全体でいけば4割弱であったと伺っております。現時点では、回答率が低く、当該地区での集約化を行うのは難しいというのが現状であります。そのため、今年度は未回答の方へのフォローアップの実施、アンケート結果の取りまとめを行い、集約化の可否についての検討及び必要に応じて地元説明会を実施していく予定であります。また、次世代への適切な継承活動について申

上げますと、藤崎小学校の4年生から6年生を団員とする遊佐町緑の少年団が結成されており、枝打ち体験、植林作業など森林整備を实践、また遊佐中学校では、砂防林整備体験学習を砂丘地砂防林環境整備推進協議会等との連携により実施をしております。今後も次世代に向けた活動を関係各所連携しながら実施をしてみたいと考えております。なお、県では来年度に向けて、やまがた森林ノミクスの加速化に向けた新体制の構築を図ることとしており、山形県林業公社と山形県みどり推進機構の両公益財団法人を統合し、強力な推進母体となる公益法人を立ち上げる予定となっております。現在2つの公社の理事長は、かつて林野庁の長官を務められました今井敏氏が務めていくと伺っております。新たな公益法人は、重要な施策を統一的、総合的に推進し、市町村を強力に支援する体制づくりを行い、森林経営管理制度の技術的指導、森林環境譲与税活用事業の提案、総合的な人材育成等について、中核的な役割を担う予定となっております。本町といたしましても、新たな公益法人との連携により、これまでより円滑な事業実施が実現できるのではないかと期待をしているところでもあります。様々な角度から広い視野を持って今後の施策を検討してみたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

最初に、この質問をするに至った背景といいますか、ちょっと説明をさせていただきますが、本町においても大きな課題となっているのが鳥海山麓東部地区における開発行為であります。それに関連しまして、昭和から平成に改元になった頃は、月光川上流にある金杉橋の両岸で数社の事業者が石を砕く採石事業を実施しておりました。その頃、もう一つの動きとしては、金属関連事業者が上のほうで工場を造るという状況があって、その工場の移転運動が活発に行われていた時期でもありました。それに伴って、月光川の清流を守る基本条例がつけられたと、そのように理解をしております。一方で、鳥海山麓東部地区における岩石採取計画については、当時の開発申請者と今でいう横堰水利組合、それから懐ノ内山郷組合ですか、そこと協定を結んだのが平成4年でございます。それからほぼ四半世紀ほどが経過しておりますが、本町において自然環境の保全上の一つの課題となっているのがこの東部地区における開発行為であると。状況によっては、今後も当然継続することも考えられなくはないと思います。そんな中、先ほども壇上で触れましたが、森林の場合は農地と違って農業委員会の許可とか関係なく、異動すれば90日以内に町長に対する届出、もし伐採なんかする場合はどのように伐採して、どのように植林するのかという計画も一緒に含めて報告するだけの義務しかありませんので、今後ともいろいろな問題に起因するのかなと思います。それで、先ほど答弁で調査に対することがありましたが、ちょっと自分なりに思いますと、森林所有者自らが自分の森林が置かれている状況、これを把握できているのかという問題が1つあると思います。また、町外で暮らす方から1度相談を受けたことあったのですが、亡くなって誰もいなくなったものですから、田んぼとかうちは相続します、山林は要りませんという相談を受けましたが、それはできませんと申し上げましたが、そういう視点で物を判断する方も多くなっていることが言えると思います。そういうこともあって、先ほど若干触れましたが、今後新たな事業者が森林を所有権移転することもゼロではないのかなと、そのように考えます。それで、行政側は民有林の異動作業は当然できないわけですので、その防ぎ意味合いで、町民の視線を森林に向けさせる施策も必要ではないのかなと、そういう思いで今回質問をさせていた

だきます。

それで、最初に申し上げますと、先ほど壇上でも触れましたが、平成15年3月に遊佐町環境基本条例がつくられまして、その後見直しがあって、25年3月には遊佐町環境基本計画の改定版が冊子にまとめられました。その文章読みますと、循環型社会、低炭素社会、安心安全な社会に加え、自然共生社会という字句もうたわれております。それで、先ほど申し上げました岩石採取事業については、いろいろな課題、問題を残しておりますが、私はその報告書を見たとき、一つの財産をつくって残してくれたのかなと思います。というのは、平成23年度に総合地球環境学研究所の中野氏に委託をして調査しました鳥海山麓における湧水の地下水脈調査、これが同じく環境基本計画の中にもなっております。あれ見ますと、遊佐町の全体の湧水、地下水、地表水の流れといいますか、たしかいろいろな井戸水を取って、それを分析したと記憶しておりますが、そのほかやっぱり水源涵養域と湧水との関連も明確になったのかなと、そのように自分なりに理解しておりますので、あれは一つの財産として、本町の一つの成果であったのかなと思います。

それで、ちょっと地域生活課長にお伺いしますが、現在の遊佐町環境基本計画、平成24年度から令和3年度までの計画となっているようであります。それでいけば、来年度もう一年あるわけですが、環境審議会等で討議されると思いますが、早めに聞くのも大変申し訳ないのですが、今後検討、調整されていくお考えがありますか。もしあればここで伺いたいと思います。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

環境基本計画の改定についてというご質問でございます。現在の環境基本計画につきましては、平成24年度から令和10年までの計画となっております。次期環境基本計画の改定に当たりましては、来年の1月から来年度いっぱいをかけまして整備、検討する予定ということでございます。現時点における想定でございますけれども、来年1月から3月に改定検討委員会を設置しまして、各審議機関、そして環境審議会への改定の方向性と改定までのスケジュール感の共有を行う予定でございます。令和3年度、来年度でありますけれども、来年に入りまして4月から6月頃に町民を対象としたアンケート調査を実施しまして、また併せまして同時期に庁内各課から現計画における反省点、そして問題点を洗い出ししていただきまして、それを基に素案の作成を行う予定としてございます。その後、完成した素案を各審議機関にかけまして、ブラッシュアップいたしまして、11月頃にパブリックコメントを実施し、最終調整を行った後、年度末に議員の皆様へご説明をさせていただき、令和4年度より新計画の実施ができればいいかなというふうに考えてございます。また、改定の方向性でございますけれども、現計画におきます基本理念である人と自然の共生、持続的な発展が可能な遊佐町の構築及び5つの基本目標はそのままにいたしまして、それにつながる施策の展開方向、主な取組、重点プロジェクトを現状あるいは今後の展望に合わせまして見直しする形でと考えてございます。より具体的な内容ということになりますと、この10年間で状況が著しく変わった事象といたしまして、SDGsの推進や地球温暖化により頻発した災害への対策、そして海洋プラスチック問題等を計画に盛り込めればいいのかというふうに考えてございます。現時点におけます検討状況としましては以上でございます。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） 令和2年の1月から着手されるということですので、いろいろ内容見ますと、環境と見えますと生活環境に見えますが、報告書見ますとほとんど、山林とかそういう部分も、大きな分野を示しておりましたので、先ほどSDGsのことについても多分触れられるのかなと思いましたが、そういう答弁あったようですので、よろしく期待をして待っておきたいと、そのように考えます。

続きまして、壇上でも触れましたが、長坂地区におきます所有山林に関する意向調査、これを行ったようでございます。実は私も所有者の一人でありまして、アンケートに記載をして提出をしました。ちゃんと地番とか面積とか書いてあるものに丸をつければいように配慮されておりましたので、丸だけつけるのもしゃくだと思ひまして、いろいろ書いてやりました。そんな状況であります。それで、実はこの長坂の山林については、北庄内森林組合の遊佐支所があった時期に、平成21年4月から5年間の森林施業委託契約を結ぶ必要がありまして、それを結ぶことによってやまがた緑環境税を使って間伐をすると、そういう事業がありました。私もその一人だったものですから、詳しく知っているのはそういう状況からそういうことがあったということでここで説明をしていきたいと思ひます。それで、産業課長にちょっとお伺いしますが、令和元年度に長坂地区を意向調査区域として選定した背景、経過について、当時は課長ではなかったと思ひますが、ちょっとご説明お願いしたいと思ひます。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

意向調査の地区を選定いたしました背景としては、平成28年度に今回の意向調査を行った森林の隣接地を対象といたしまして、北庄内森林組合で森林経営計画を作成をして、施業を実施した経過がございます。そちらも含めて、今回のところと併せ、集約化の観点から隣接した地点を選定したところでありまして、将来的にはその区域を一帯として間伐等の施業ができるのではないかと考えているところであります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） それでは、いろいろな関連する施業計画等があって、そこを選んだということで理解をいたしました。

先ほど町長の答弁の中で、回答率が6割でしたっけか、ほどで高くなかったという答弁があったようでございます。それで、先ほど自分も該当者の一人であったということで若干申し上げますと、当時、先ほど申し上げましたが、やまがた緑環境税事業と見えますか、これについては山形県知事と申請する森林所有者で協定を結ぶことが必要でありました。質問に当たって昔のやつを引っ張り出してやっと探しましたが、その有効期限が締結の日から20年間、その協定は守らなければならないという文言でございました。それで、一応私の場合は平成10年、平成40年でしたので、もう8年くらいは森林の皆伐及び転用禁止などの義務が協定書からいけば引き続き継続しているわけです。それだけではないと思ひますが、やはり先ほど壇上で言ったとおり、自分の森林の現状を把握できていないことも含めて、こういう協定書の存在が回答率の低さにつながっているのかなと、これは自分なりの解釈ですが、そう思ひます。

それで、ちょっと別の視点で申し上げますと、先ほど長坂地区のことで若干触れましたが、実は水資源保全区域が山形県水資源保全条例に基づいて平成25年12月頃に私のうちにも県から送付になってきました。それを見ますと、今ちょっと追加になっているか分かりませんが、それを見た限りでは、本町の場合、3つの保全区域がありまして、1つが、牛渡、滝淵、洗沢地区、2つ目が今言った下当山、長坂地区、あ

ともう一つが白井新田地区、これを図式化して、県から送られてきたものがありました。それで、今産業課長の答弁では、いろいろな施業計画の関連で長坂を選んだということですが、先ほど若干冒頭に申し上げましたが、今年度新たな意向調査を行うのであれば、自分なりの考えですが、もしあれでしたら、白井地区ですか、今盛んに問題になっている区域、これも早めに意向調査をして把握すべきではないかという考えですので、その辺今年、令和2年度で予定する調査区域、今の考えであれば伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

本来は、意向調査の区域として新たな地域を選定して今年度臨みたい予定でございましたが、そういった場合は水資源保全区域の白井の地区を選定してもやぶさかではなかったのでありますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、長坂地区の昨年度調査したところが回答率が非常に低かったということで、このままでは一向に作業が進められない状況でもありまして、今年度何とも致し方なく、昨年度の未回答部分についてさらにフォローアップ調査をさせていただきたいということで考えております。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 当然回答率低ければやっぱり補充してやるべきかな、それは理解できます。ただ、水資源の点からいけば、できるだけ早く白井のほうの調査も入ってしかるべきかなと。これは、自分の意見として申し上げますので。

では、続きまして、質問を続けさせていただきます。先ほど壇上で申し上げましたとおり、525回の議会で森林管理の今後の在り方を検討する場について質問させていただきましたが、先ほど壇上でも述べたとおり、（仮称）林業振興協議会的な設置の考えはないとのことでした。それで、今本町と同じく、先ほど言ったとおり、最上地方の3町、金山町、真室川町、最上町では林業の一環として森林管理システムの構築に取り組んでいるというような状況があるようです。これについては後ほど詳しく触れますが、真室川では当然林業振興協議会設置されているようでありました。それから、最上町はちょっと調べたところ、2015年で国のバイオマス産業都市に認定されていると。金山町は、前からいろいろな林業が盛んな地域でありますので、森林データを既にその段階では把握しているような状況でありました。それで、今の意向調査に関連して、あえてもう一度産業課長にお伺いしますが、例えばこの意向調査、6割程度ということ今答弁いただきましたが、あくまでも調査を町が持っているだけであって、長坂には長坂山林組合ですか、あると思いますので、そういう関係地区と連携されているのか。ないとすれば、個別的なものは公開できませんが、実質管理する長坂の山林組合等と、役員会もあるはずですので、そういう組織と連携を取っているのかどうか質問させていただきたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

現在のところは、長坂山林組合、林道関係では長坂林道組合もございまして、同じ組合とは思っておりますけれども、まだそちらのほうとは連携を取っていない状況でございますが、今回調査した箇所でもありますし、今後のフォローアップと併せまして、これまで集計したアンケートの集約結果も併せて今後は長坂山林組合等に役員会や総会を利用して報告をしていきたいと、連携を取りながら今後も進めてまいりたいと思っております。なお、森林振興協議会、仮称ではありますけれども、農業のほうは農業振興協議

会がございまして、いろんな施策について検討していただいております。林業については、そういった協議会も整備をしていなかった状況でありましたので、今鶴岡やほかの地域でつくっている協議会の設置要項等を取り寄せまして、町のほうでも新たに今後設置していきたいというふうに考えているところであります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 最後の言葉を信じてお待ちしておりますので。正直言えばつくってくださいではなくて、やっぱり行政側と地域の間で調整、検討とか、さっき言った情報交換することによって機運の情勢があるのではないかと。ですから、今非常に産業課長から力強い答弁いただきましたので、絶対この言葉忘れないで今後頑張っていきたいと思っております。それで、先ほど壇上でも触れましたが、525回で答弁いただいたのは、情報の共有、それから森林資源の促進に向けた連携、これを深めていきたいと、前の質問でもいただいておりますので、ぜひそういう組織化を図っていただけて進めていただければなど、そのように考えます。

続きまして、森林管理システムの構築について質問させていただきます。先ほどまた長坂の調査を出して申し訳ございませんが、調査の回答率が低くて、階段階では集約計画みたいなのはつくれないという状況もあるから、今年も、令和2年度も同じ地域をやると、そういう答弁でありました。はっきり言えば、何回も同じこと言いますが、実は私は父親が長坂で植林したものですから、行きたくなかったのですが、引っ張られて何回となく行った経験がありますので、どこにどういう山があるということは私知っております。ただ、私の長男になりますと全然行ったことがないし、そんな現状にあるものですから、今後やはりそういう方が多くなるのではないかと。無理やり行こうと言ってもなかなか動かないという現状もありますので、そういうことも回答率が低い一つの要因となっているのかなと、そう考えております。

それで、先ほどの答弁の中でもありましたが、県は平成30年度で森林クラウドシステムというものを導入した経過があります。それで、町長答弁にもありましたが、当町でも使っているというような答弁でありましたが、情報の共有を開始しておるようです。私もちょっとこれ詳細に分からないもので、質問させていただきますが、山形県が整備した森林クラウドシステムについて、得られるデータの内容と今それをどのように活用されているのか考えたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

森林クラウドシステムに関しましては、本町で昨年12月から導入はしております。ただ、それを本格稼働させていないという状況で、今現在森林部や林地台帳等活用しているものはそれぞれ別個のシステムでありまして、それで管理をしているという状況になってございます。それを森林クラウドシステムに反映することでこれからは、地域の森林計画編成に係るデータ、あるいは森林経営計画に係るデータ、先ほど菅原議員の所有森林で平成21年頃にそういった森林施業が行われたという情報、我々は知っておりませんでしたので、そういったことも今度はデータとして取り込めるはずでありますので、併せて今回意向調査した結果なんかも取り入れて、今後の森林施業計画に生かしていきたいと思っておりますし、あるいは伐採造林に係るデータ等もそれで管理できるということになっているようでもあります。それらも複合的に組み合わせまして、随時届出等で、異動なんかもございますので、更新しながらデータに反映していきたいと

思っているところであります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 私も実際これ森林クラウドシステムという中身は、県のホームページでしか見たことありません。それで、今聞きますと、実質はあまり活用されていないような答弁であったようですが、これから申し上げます森林管理システム、これが県内で動きがあるようでございますので、それと関連づければかなりのデータが把握できるのかなと、そう考えます。ということもあって、ちょっと初めにこの質問をさせていただきました。

次に、森林管理システムに関しますことについて質問しますが、山形県の林業関係の令和2年度の新規の事業としてスマート林業推進事業が、今年度の予算の段階でいろいろホームページ上に載っております。それに載っていましたが、先ほどから説明しておるように航空レーザー測量、ちょっと分かりませんが、県有林を中心に3年間で3,300ヘクタールほど測量を行うという事業のようございました。それで、ちょっと先ほども触れましたが、最上地方では今年度からその森林管理システム構築に動き出している状況であります。最上町については東北で初めてで、全国でも埼玉の秩父、それから静岡県富士市に次いで3番目ということで、かなり先進的に最上町は取組を始めているようございます。この森林管理システム、ちょっとあくまでもいろいろ調べた内容でしか申し上げられませんが、若干紹介しますと、従来は図面を持って山に入って行って調べたということなのですが、当然時間とか、かなり山奥に入って行って危険な状況もあると。それをレーザーを使った、例えばドローンを使用して、壇上でも申し上げましたが、3Dデータ、それから作業道とか立ち木の種類とか、そういうものを一挙に把握できて、それでタブレットとかモニターで把握がおおむねできると、そんな夢のようなシステムでございました。それで、本町でもこのデータが活用できれば大きな山林の状況を把握できますので、効果が得られるのかなと、そのように考えます。当然今後の町の施業計画の策定にも役立つことが考えられます。それで、若干先ほども触れましたが、水資源保全区域、3つほどありますが、その中でも、これは個人所有ですので、あまりはつきりしたことは行政ではできません。例えば自然で残しておくべき山、山林、あとほかは水資源涵養にも関係ないので、関係ないって言い方悪いですが、経済的な森林に使ってもいいような、そういう森林の機能区分と言ったほうがいいのでしょうか、そういうものも将来的にこういうシステムを使えば先行して町が計画を立てれるのかなと、そのようにちょっとこれいろいろ調べている段階で感じたところでございます。それで、ただ先ほども答弁で、レーザー測量は予定しておりません、またもや予定しておりませんという答弁をいただきましたが、実質調べますとかなりお金のかかる事業のようでございます。それで、県を中心に各行政が連携して対応すればいいのではないかと、各町村で、非常に高価なので、一緒にやれば、これは山にどこか境界線あるわけでもございませぬので、1つの大きな効果があるのかなと。実質今新庄、舟形、大蔵、鮭川、戸沢、それから三瀬があります。鶴岡のほうでも動きがあるようですので、ぜひぜひ取り組むべきかなと。それで、ちょっと先ほど答弁で触れられたかなと、これに関する調査というのは県からあるのでしょうか、レーザー測量に関する調査。さっき何か答弁であったか、ちょっと聞き漏らしたものですから。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今のレーザー測量に関する意向調査というものは県のほうで実施をしております、本町としましては県での一括測量の実施をしていただいて、それに町応分の負担金を拠出するというような形で行っていたければなということで希望は出しております。うちの町以外でも同じように県内20市町村ほどがそういった手を挙げているという状況のようでありますので、今後航空レーザー測量の実施については県への実施を要望してまいりたいと思っております。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 調査はあるということで理解はしました。

それで、ちょっと地域生活課長にお伺いします。国土調査、地籍測量は地域生活課ですね。ちょっと聞きましたが、今下水道事業担当のほうで担当しているようですが、本町における地籍調査事業といいますか、国土調査事業の進捗状況の率分かればちょっと答弁願いたいのですが。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

国土調査事業の進捗率ということでございます。町全体の国土調査対象面積につきましては123.34平方キロとなっております。そのうち調査済み面積につきましては114.37平方キロとなっております。この調査後、国、そして県のほうへ認証申請するわけでございますけれども、その後認証いただいた面積につきましては105.52平方キロ。そして、その後に最終的に法務局へ送付されるわけですが、送付されまして、登記が完了している面積につきましては104.80平方キロということでございます。全体の対象面積から割り返しますと、送付率につきましては84.96%になってございます。なお、現在ですけれども、現在の調査につきましては吉出地内ということで、金杉橋付近から旭ヶ丘までの月光川右岸の面積2.45平方キロにつきまして、平成27年度から令和15年度までの計画で現在調査作業中でございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 国土調査の率が84.96%ということでございますが、ちょっと自分なりに庄内地域で調べましたが、地籍調査進捗率63.9ですが、本町は20ポイントぐらい率が高いという状況があるようです。それで、先ほども触れましたが、ちょっと庄内開発協議会の令和3年度の重要事業の要望書、企画課長のほうから借りて見させていただきましたが、それにも事業として一括してやってくださいよというような内容が載っておりました。やっぱりまとまってやろうという動きが庄内全体でもあるようです。それで、今率聞いたの、実はこのレーザー測量やるには1つの共通事項があって、地籍調査の進捗率高いところが、非常にその効果というか、導入している率が高いと。正直言えば、先ほど言った最上もとんでもない、九十何%とかいっている地区でございますので、本町も先ほど言った八十何%ですから、非常に効果というか、事業も進みやすいのではないかと感じての質問でございます。それで、こういうものを生かして、ぜひ森林管理システムの構築に向かっていただきたいと思っております。

町長にちょっと一言お伺いします。実は私の中学校の同級生で県の森林組合の連合会さん、小野曾出身なのですが、参事職でずっといた同級生がいました。それで、議員になってこういう質問するときにはわざわざ山形までいろいろ聞きに行ったことがありまして、その際遊佐の森林の木の話、遊佐の材は県内でもトップクラスだと。ただ、やり方というか、進め方がいまいち、ほかより一歩引いているのでは

ないかということをございました。そんな状況で、実は9月の、先日の4日の新聞ですか、庄内森林管理署が町内で何かデモをやった写真が新聞に載っておりました。そのような状況からいって、本町もいろいろ北庄内森林組合は活動しておりましたが、先ほどと同じこと言いますが、森林管理システム、やはり他町と連携してつくっていくべきと考えますが、町長一言何か答弁いただければと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今遊佐町の材木の活用が、吹浦財産区で申せばかなりの倍率で非常に活性化しているという現状があります。ただ、町有林に関しては計画を持って、そして事業者が県に申請して、そして県の了解をもらって、その事業者が間伐、皆伐等の事業をやったことによって、それで初めて売上げが発生するという形になるのでしょうか、なかなか民間参入していただく事業施業は町内にはないというのが一番頭が痛い問題です。庄内森林組合は、今遊佐町から平田に本所移って、それなりに活動してもらっています。遊佐町の従業員もかなり遊佐の森林組合の時代から引き継いで雇用してもらっていますが、実際現場で作業やる若い人たち、講習等も含めて、今お隣の酒田市の事業体とか、そんな形から力添え賜っている現状を見ますときに、材料はあるのだけれども、なかなか技術的なものとかバックアップ体制が整っていないというのが、確かに言われればそのとおりだと思っています。ただ、吹浦財産区で今非常に、この場を借りまして吹浦財産区のコマーシャルするわけではないのですけれども、皆伐した材をしっかりと輸出に向けて活用するという制度が始まって、財産区非常に経営がもう行き詰まっておりました。私就任したときは、手持ちの金があと200万円しかなくて、本当に危機的な状況だったのですけれども、今やっと、令和元年度の決算、財産区の監査を見ていただいて、1,200万円ぐらいまでですか、基金がやっと復活してきたということでございます。森林の活用という形でいくと、この間も私山岳遭難があったときに一ノ滝の駐車場までちょっと山の様子を見に行ったら、かなりの山に伐採に作業車が入っているということ目にいたしまして、やっぱり最上で材が足りないということが庄内にまで及んできている状況、近づいているというふうに、かなり遊佐町の民間の民有林が伐採されているという現状もあるのだという意識を強くしました。最上町の話が大分菅原議員から出ましたが、いわゆる木質バイオマスとして発電用に燃やそうという取組をしているのが最上町なわけですが、鳥海山の森林を発電に使ってしまったら、再生可能になるまで50年もかかるようなやつを燃やすということをしていくということ自体が、果たしてそれが持続可能な未来づくり、SDGsの流れとして適正なものかどうかというのはもう少し考えなければならぬ事態ではないかなと思っています。町の製材事業者等話聞くと、遊佐製材も事業としては1回停止したわけですが、再生法の流れで今はやっと持ち直して、もう返済もみんな終わったのだという形でいくと、町の事業者が戻ってきている、そういう経済的に復活してくれているというのは非常に心強いと思っていますので、これから新たな測量とかの問題についてはやっぱり広域で、森林組合、県と一体になって、相談をしながら構築していくということを考えていかなければならないと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、ちょっと時間も押してきましたので、教育長のほうにお伺いしたいと

思います。

実は今遊佐PATが計画になって、これから動き出すわけですが、高瀬の丸子に、先ほどの教育長の経過説明で読めない字があって、シャソウと読むのだそうです。丸子の社叢、指定から外れた、森のような部分がありますが、PATがあれば、あそこも一つのビューポイントかなと、そう思っていたのですが、実は去年の3月で枯れてしましまして、切ってしまいました。そんな状況の中で、去年の7月に高瀬小学校の3年生が校長先生とお話しして、将来につなげるために植えさせたいということ言ったら非常に共感していただきまして、10本だけ耐性松を植えて1年経過しました。今年、7月の25でしたか、担任の佐藤先生と話をして、では肥料をやったらどうだと言ったら、子供たちが非常に乗り気だといいますか、積極的に動いて、では準備しますって肥料を準備したのです。そして、私も立ち会ったのですが、自分たちが植えたところに肥料やるものですから、非常に感激して、もう涙が出るくらい一生懸命やっていましたが、ただ1本枯れていた松があったものですから、それにはみんなで枯れるな、枯れるなど言いながら肥料をやっていた、多分もたないと思うのですが、そんな状況もありました。実は9月3日の日に高瀬小学校へ来てくれないかと言ったら、地域の宝を探すような授業をやっている、小野寺元町長もいらっしゃいましたが、そういう地域を大切にするような授業もあるようです。今後小学校統合になった時点で、そういう個別のような、地域の宝としてできるような授業につなげていただければいいのかなと感じたものですから、ちょっと時間ない中で申し訳ないのですが、教育長にお聞きして、私の質問は終わります。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） いわゆる鎮守の森ですね。いろんな形で庄内一円にあるわけですがけれども、多分昔は地域の大人が、神様、仏様も、あそこは神社ですけれども、お祈りするということで、大人が心して植林したり、整理したりしてきたことを、今度は子供たちがやるようになった時代なのだなと、時代も変わってきたものだなと私も認識しておりますけれども、やっぱり時代が変わればそういった形でいろんな取組も変わってきます。もちろん子供たち植林して、これからも大事にしていきたいという思い、子供たちには植え付けられると思いますので、大事な教育素材になるのだと思います。そういったふるさと学習ということで一くくりでくられますし、環境保全という捉え方もできると思いますけれども、いろんな形で、各学校で、海も含めて、川も含めてやっておられますので、そういうことはこれからも大事にしていくと。それは、もちろん学校でやるか地域としてやるか、いろんな仕組みがあると思いますので、そこはそのとき、そのときでやっぱり考えながら大事にしていきたいという思いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

引き続き一般質問を行います。5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 本日最後の質問になりました。お疲れのところと思いますが、よろしくお願

たします。

最初に、洋上風力発電事業に関する町の対応につきまして質問いたします。このことについては、昨年3月定例会において、斎藤弥志夫議員と高橋冠治議員が一般質問しておりますが、本日はそのことも踏まえ、お聞きいたします。また、先ほどの佐藤光保議員と極力重複しないよう論を進めますが、一部重複はどうかご容赦ください。

まず、昨年3月定例会から今までの洋上風力発電事業に関して、町内における状況の変化ですが、環境影響評価の一環として計画段階環境配慮書の縦覧が順次行われています。そして、これに伴い、町の環境審議会も都度開催されています。この配慮書は、現時点で応募意思のある全ての事業者の分が出そろったわけでもなく、またそこに記されている事業計画案は、文字どおり案の段階ですが、それでも昨年より大分具体像が見えてきつつあります。例えば各社ばらつきがありますが、予定する風車の数はおおむね40から60基前後、海面からの最大高さは200から260メートル前後となっており、ある事業者は2026年から2028年にかけて工事を行い、2029年には運転開始との計画を示しています。一方、私の肌感覚ではありますが、町民の関心はあまり高まっていないように感じられます。例えば景観の面から申し上げれば、計画では風車は沿岸から沖合1キロから先に建てることとされていますが、もし最大高さが260メートル程度の風車が数十基林立すれば、それだけ相当な存在感があるはずで、酒田飽海地区において高さで目立つ人工物としては、酒田北港にある共同火力発電所の煙突の約180メートルと既に遊佐の砂丘部に10基建てられている地上風力発電設備の地上高さ約120メートルという事例がありますが、洋上の風車は縦横ともにこれをはるかにしのぐサイズになる可能性があります。このように洋上風力発電の稼働は、大げさではなく、この町の景観をがらりと変える可能性があり、このことについて町民から広く了解が得られているのだろうかという心配があります。確かに東日本大震災以降、再生可能エネルギーについて人々の関心が高まり、関係する制度も整備されてきました。だからといって、自然環境や生活環境を考慮せずに再生可能エネルギーを追い求めることは本末転倒であり、特に地域住民の合意形成を得ながら慎重に話を進める必要があります。これから数年後、いざ海上に風車が立ち並ぶときになって、話が違ふ、ちょっと待てよということになっても、時既に遅しでしょうから、そのようなことにならないよう今から合意形成の手順を踏む必要があると考えますし、その第一歩が町民に関心を持っていただくことだと思います。もちろん町に与えられた法的権限は限られていると思いますが、任意で各方面に働きかけることはできるはずで、町は、町民の関心を高めることと、合意形成に向けて、より積極的に役割を果たすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、町内のいわゆる条件不利農地のこれからについてお聞きします。農地は、一見同じように見えても、1枚1枚全て何らかの特徴を持っており、一つとして同じものはありません。そして、悪い意味での特徴が多いと条件不利農地と呼ばれるようになり、さらに甚だしいと耕作する際に経済的限界を超えるような手間暇を要するようになり、いわゆる耕作放棄地になる可能性が高まります。そして、一度放棄されると回復はかなり困難か、現実的には不可能になります。なお、一部には区割りの不都合など人為的要因によって耕作放棄状態になった事例もあると思われませんが、この時間は自然条件を主に考えます。もちろん農業技術や土木技術で悪い特徴をある程度克服することはできますが、それでも現実的な限界があります。農地としての特徴とは、所有者や耕作者の責任以上に、本質的にはその土地の成り立ち上、宿命的に

抱えているものであり、そのことはまず押さえるべき必要があります。その上で、先日農業委員会から頂いたデータを見てみると、町内で登記されている約3,287ヘクタールの水田は100%、同じく約1,127ヘクタールの畑に関しては約97%が耕作されているということになっているようです。しかし、実感として特に条件不利農地とみなされることが多い中山間地の水田に関しては、相当苦勞して耕作していると思われます。実情は、息も絶え絶えの水田耕作率100%であり、ここ数年で100%を保てなくなることが危惧されます。もちろん中山間地域等直接支払制度により下支えがされていることは十分承知していますが、農業従事者の高齢化と絶対数の不足は極めて深刻です。こうした中、町としても改めて町内の条件不利農地の今後を検討すべきではないでしょうか。ほぼ間違いなく言えることは、これから先も現在の農地、とりわけ田の耕作率を100%で維持することは現実的ではないということです。もっとも農地や農業に関する制度は、全国一律のものが多く、遊佐町だけで解決できない課題のほうがむしろ多いことは認識しています。それでも論点を整理し、次世代に向けて対策を講じたり、あるいはその道筋を模索することはできるはずです。その辺りをどのようにお考えなのかお尋ねしまして、演壇からの質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

洋上風力発電に関する町民の関心を高めるにはという視点の提言であったと思います。先ほど4番の佐藤光保議員の答弁におきましても、山形県が進める洋上風力発電導入推進の取組の背景には、やっぱり再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策とエネルギー自給率の向上、並びに県内産業の振興及び地域活性化を図る県のエネルギー戦略並びにそれらを実現するためのエネルギー政策があること、また遊佐町においても、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、安全、安心なエネルギーを確保することを課題とし、エネルギーの地産地消による町づくりを基本理念とする遊佐町エネルギー基本計画を策定、再生可能エネルギーの導入を進める中で、地域に根差したエネルギーの活用を図っていくことは、環境自治体を標榜する遊佐町の責務であると認識をしているということを申し上げたところであります。確かに3.11東日本大震災の半年前に遊佐町の7基プラス1基、大型風車が完成をいたしました。その当時のいきさつを思い出してみますと、議会に説明申し上げたとき、全協で3回ともノーの答えでありました。そして、町としてエネルギー導入ビジョンは持っていたのだけれども、新エネルギー導入ビジョンというカッコいいもの持っていたのだけれども、実際のガイドライン持っているか調べたら、町としてはガイドラインを持っていませんでした。そして、リスク管理、ではリスクが出たらどうしようやという形の協定書のたたき台も町では何ら持っていませんでした。それらをしっかり整えて、順序よく整えてきました、3か月かかって。そうしたら、当該地域の十里塚の先日亡くなられた元区長さんが、いや、町がそんなに一生懸命やるのなら、俺たちオーケーするから、立会いになってくれというの言われた記憶が鮮明に思い出されます。地域、たしか齋藤さんは本間病院の有力な理事の一人だったと記憶していますが、町が真剣にやるのならそれについて我々も同意しましょうという形でしていただいたことが大きなきっかけとなりました。試運転始まったらテレビが映らなくなったと、羽根で。だけれども、それも協定書に基づいて、しっかり共同アンテナという形でしていただきました。そんな積み重ねの中で信頼関係、そして業者とのしっかりとした話合いの場が十分保たれてきたことが現在につながっているものだと思っておりますので、町は何もこうでなければならないではなくて、常に地域の皆さんと寄り添って議論の場をつく

ってきたということは間違いない事実だと思いますし、それらについてはやっぱりこれからも町は続けていかなければならないものだと思っております。そんな状況がありましたけれども、国は洋上風力発電を重視、また庄内沖は恵まれた風況にあり、大きな可能性があることを前提に、いわゆる一般海域における、酒田市の港湾区域ではなくて、一般海域における洋上風力発電の在り方に係る地域の合意形成に向けて、課題の抽出や対応策等の議論を行って、関係者間の理解促進に資する調査研究を行うため、山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議が設置され、さらに具体的な検討を行うための地域部会として、遊佐沿岸域検討部会が設置されております。当然我が町の各まち協代表者、地域の代表の皆さんとか関係者、漁業関係の代表者からも参加をいただいて、意見をしっかりと述べさせていただいているところであります。これまで開催された部会においては、騒音、景観、魚類及び鳥類などの環境への影響並びに漁業関係者などの研究、検討課題の洗い出しや対応策の検討などを行い、また長崎県五島市への先進地視察などを行うとともに、事業の周知を図るため、平成30年度と令和元年度の2回にわたり、蕨岡、遊佐、稲川、西遊佐、高瀬、吹浦、各地区において住民説明会を開催したところであります。今後も引き続き地域や漁業関係者に事業の周知を行うため、事業説明会等の開催を行いながら理解の促進を図っていけるよう、県に働きかけていきたいと考えております。

続きまして、第2問目、町内の条件不利農地のこれからのことをどう考えるかという質問でありました。国では、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、平成12年度から中山間地域等直接支払交付金支払制度を創設し、国が交付金の半分を負担し、県と市町村がそれぞれ4分の1を負担する形で中山間地域の支援を行ってまいりました。私が町長就任してから、当時は6,700万円ぐらしか中山間地の直接支払制度の全体の額がなかったのですけれども、緩傾斜地も含めた形で地域の拡大が進められ、今までは1億円を超える額の金額が町の全体の予算として地域に交付されているところであります。令和元年度の交付実績では、町内727ヘクタールの対象に対しておよそ1億円を交付しております。交付金の使途といたしましては、各集落の実情に応じて、農道、水路の新設、維持管理、農業機械の共同購入、生産者の所得向上を図るため個人配分するなど、幅広く活動いただいているところであります。なお、近年大変な台風、大雨の被害が庄内にもかなり起こっているわけですけれども、遊佐町が非常に被災率が低いということが庄内支庁で認識をされております。なぜならば、そのようないわゆる農道、水路等の管理をその地域ごとに徹底してやっていただけることが遠因ではないかというような県からの話も伺っているところであります。これらの交付金制度を活用しながら、これまで中山間地域の農地の維持が図られてきたところでありますが、町の農業人口が減少していく中で、地域ごとに課題を整理しながら、集落の農地をいかに将来に引き継いでいくか、話し合いを推進していただくことが今後は重要になってくるものと考えております。町といたしましても、地域の課題、将来像を共有しながら、実情に応じた具体的な対策の検討、農業生産活動等の継続のための支援体制の整備等について、農業委員会、JA庄内みどり、土地改良区等、関係機関と連携しながら支援をしてまいります。

なお、ご質問にありました林地化や宅地への転用要件の見直し等については、所管をしております農業委員会より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 質問の林地化、宅地への転用要件の見直しについてお答えいたします。

林地化につきましては、全国的に話は出ております。この林地化については、農林水産省においても農業者の担い手不足や課題に対応しつつ、食料の安定供給のためにも、今現在長期的な土地利用の在り方に関する検討会というので検討されておりますので、今後その議論を注視してまいりたいと思っております。しかしながら、農地から地目変更になるということは、経営が行き届かない山林が増えてくるということで、これから議論が必要だと思っております。それから、宅地への転用要件の見直しの件でありますけれども、まず農地転用の許可制度の目的でありますけれども、食糧供給の基本である優良農地の確保、それから住宅地、工業用地の非農地的土地利用の確保など、計画的に土地利用を確保する観点から、農地などの利用に支障のない、少ない農地に誘導することです。それと、具体的な土地利用計画を伴わない資産目的の農地、それから投機を目的とした農地などは農地取得に対しては認めないこととしており、また農地の権利移動や地目変更についても厳しい規制があります。それから、農地転用は農地法や農地規則、運用通知、基準など転用ができるか判断することになります。また、国の法律と、それから運用通知、基準の改正が行われない限り、転用の要件の見直しは図れないと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） まず、風力発電のほうから、地域生活課長にお伺いいたします。

法治国家の日本ですので、物事を起こすときには基本的に法律の規定がもろもろあるわけですが、この洋上風力に関しては新しいアクションということで最近法律ができました。それが長ったらしいのですけれども、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法、それともう一つは、前からありますけれども、環境影響評価表、いわゆる環境アセス法が恐らく関係する主な法律かなと思われま。ここら辺は、通達も含めるとかなり細かくて複雑です。しかも、洋上風力に関しては、実証実験を除いては日本国内で本格的に稼働している事例がないわけですので、事業者の選定手続等に関してはかなり手探り感がある仕組みだなというふうに思っております。

先ほど議長の許可を得て、本日の関係資料、参考資料を配っていただきました。それを見ながらお話を進めたいと思うのですけれども、このうち環境影響評価表に基づく意見照会というのが、今現在意見照会の手続を町がしているということだと思えます。この手続フロー図でいうと、右上の部分に当たるわけですが、その意見照会のための内部手続として遊佐町の環境審議会が開催されているということだと思えます。もちろん国にとっても初めてのことも多いでしょうし、町にとっても初めてのことが、洋上風力というの初めてでしょうから、非常に戸惑いながら進めていると思うわけですが、環境審議会の開催も含め、今現在法令に基づいて制度化されているもろもろあるわけですが、遊佐町がそれに基づいて対応をしているわけですが、環境審議会含めて町の対応状況はどのようになっているのかというのをいま一度お聞かせいただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

事業者のほうから何件かということで、既に環境配慮書、県のほうへ提出になりまして、県のほうから町のほうへ、町の意見ということでご回答いただきたいということで、県のほうから書類が来てございます。まず初めに、県のほうに図書が送付されますと、ただいま申し上げたとおり、県知事のほうから町長

へ意見ということで求められます。町長は、これに対しまして町の環境審議会のほうへ諮問をすることになります。そして、環境審議会のほうで案件協議していただいた後、町長のほうへ答申をいただきまして、意見を整理しまして、県知事のほうへ町の意見という形で回答することになります。現在の状況でございますけれども、洋上風力、ただいま2回、今年度2回ほど環境審議会実施してございます。まず、第1回目でございますけれども、7月1日から7月の31日まで、第1回目の配慮書ということで公告、縦覧を実施してございます。それに合わせまして、7月7日に4社、3事業者になりますけれども、第1回目の環境審議会を開催してございます。続きまして、第2回目ということで8月3日から9月2日まで、第2回目の環境配慮書の公告、縦覧を行いまして、それに合わせまして8月の5日に、こちらにつきましては2社、1事業となりますけれども、第2回目の環境審議会を開催したところでございます。県からの情報によりますと、年度当初、遊佐沖洋上風力発電事業に関心があり、問合せがあった事業者数、全体で県のほうに32社あったということでお聞きしてございます。そのうち環境アセスメント実施の意向のある事業者数につきましては17社ということで、県のほうからお聞きしてございます。なお、既に6社実施しておりますけれども、残る11社のうち今年度中に実施意向のある事業者数につきましては6社、来年度以降につきましては5社ということで、県のほうからそのような形で情報提供いただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） かなりの数の事業者が、まだ計画段階でありますけれども、手を挙げているということで、それに伴って、思った以上にといいますか、環境審議会を開かなくてはいけないという状況になっているようです。今年で収まらずに来年までまたいでやるという話、今のところの計画、そういうこともなかなかまだ情報は出ていない、知られていなくて、恐らく環境審議委員の方は毎回同じような話を繰り返して大変だなというふうに思っております。この時間の質問の肝というのは、引き続き地域生活課長にお聞きしますけれども、洋上風力発電の町民の関心と合意形成を深めるにはどうしたらいいかというのが今回の質問の肝なわけですが、今の課長からのお話は、あくまでも私が求めたのでそのようになったわけですが、法令に基づいて町はどういうふうに対応しているのかということでした。それはそれで当然なのですが、ところがそれだけだと町民の理解、合意形成に向けてはやはり十分ではない、かなり十分ではないというふうに思います。その状態のままいってしまっているのかというのが私の今回の質問の原点ですので、そう考えると法定の手続以外に町で任意に、国だとか県だとか、あるいはもちろん差し支えない範囲で事業者に何らかのアクションをして、町民の理解を深めていく、関心を起こしていくということも必要かなというふうに思うわけですが、そこら辺に関しては、地域生活課長、どのような所見をお持ちでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 平成30年度より本格的にこの事業、様々な部会等立ち上げまして、実施しているわけですが、これまで講演会や、町長答弁ありましたけれども、各地区への全体説明会、2回ほど実施してきたところでございます。まず、平成30年度、始まりの年でございますけれども、11月に学習センターにおきまして、町民の皆さんを対象にした洋上風力発電に向けた山形県の、取組始めてございますので、取組の説明会、そして併せて講演会、また併せまして遊佐部会の委員となつてござい

まず地元の地区センター長さん等がパネラーになりましてパネルディスカッションを開催してございます。同じくその年の11月から12月にかけては、町の要請によりまして、全6地区、洋上風力に向けた山形県の取組について、県の担当課長と来庁いたしまして、説明会を開催したところでございます。しかしながら、参加人数が少なかったということで、再度、令和元年度におきまして、これも町より県へ再要請いたしまして、改めまして全6地区におきまして説明会、2回目でございますけれども、開催をさせていただいたところでございます。前年度よりは若干多くのご参加、町民の皆さんからご参加いただきましたけれども、まだ十分な町民理解には至っていない状況でありますので、今後も町民の皆様より理解の促進が得られるよう、引き続き説明会の開催等、県のほうには要請していきたいというふうに考えてございます。また、説明会とは別に町でできることといたしまして、昨年秋には毎年各地区で開催されますまちづくりセンター祭りの会場の一画お借りいたしまして、その場で職員も参加しての洋上風力発電のパネル展を開催して、町民の皆さんへ理解を図ったところでございます。このパネルにつきましては、そのままセンターのほうに置かせていただきまして、訪れる町民の皆さんの目に届くようにさせていただいております。また、町広報ということで、3月号でありましたけれども、再生可能エネルギー導入推進の趣旨や背景、また洋上風力発電に向けたこれまでの取組等、そして今後の取組について、洋上風力発電の事業化検討のための事業者による調査実施等も含めまして、町の広報等で町民の皆さんのほうにご紹介をさせていただいたところでございます。あわせて、洋上風力発電事業の遊佐部会の委員でございます各センター長さんへ、それぞれの地区で発行するまちセンだよりも洋上風力発電の記事の掲載をお願いするなど、吹浦地区では地区の皆さんへこのまちづくりセンターのチラシのほうで情報提供していただいております。また、西遊佐地区の浜集落の役員の皆様、そして先般開催されました遊佐地区の区長会の研修会のおきましては、県の担当課長や職員においでいただきまして、出前講座開催したところでございます。そして、先々月、7月の15日には遊佐部会の委員の皆様が実際船に乗りまして、海上からの想定海域の視察会等も開催してございます。洋上風力発電の実施に当たりましては、第一に地域の合意形成が重要でございます。地域振興、産業振興につながるように取り組み、町民の皆さんがよかったという結果につながるよう進めていくことが必要でないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 関心が高まっていない原因はいろいろあると思うのですが、1つは先ほど来出ていますコロナの影響で会合が開けていなかったということを指摘する方も区長さんの中でいらっしゃいました。確かにそのとおりだと思います。それ以外にもいろいろ考えてみるのですけれども、ただ考えてみたところで、それを結局フォローアップしなければ意味がないということなので、その手段を幾つかちょっと考えてみたいと思います。今課長からあった以外の話ですけれども、先ほど壇上でこの近辺の人工構造物の高さを申し上げました。火力発電所の煙突が180メートルということで、それは結構距離があるわけですが、既存の今砂丘部に立っている風車の高さ、てっぺん、一番高いところまで約120メートルだそうです。となると、あくまでも計画ですけれども、今のところ洋上風力はその倍、260とか250の最大の高さ出ていますので、あの120メートルの倍の高さの構造物が、1キロ沖合といえども立つと。しかも、ぐるぐる回ると。40基、60基立つかもしれないという計画なわけです。ですので、このイメージ感

をやっぱり持ってもらった上で、こういうものだよということをまず知ってもらわないと話が始まらないと思うのです。よしあしは別です。その方法として、例えばフォトモンタージュという方法があると言われています。それは、いわゆる合成写真です。今の海の写真に250メートルから260メートルか分かりませんけれども、想定される風車の画像を当てはめて、画像をつくってみて、見てもらうという方法があります。一部それは県の説明会で出されてはいますけれども、なぜかその場で回収されてしまいますので、広く共有できないのです。ですので、やはりそこら辺ちゃんと情報は出してもらうと。フォトモンタージュ、それは決して悪いことではないと思いますので、こそそやる話ではないので、ちゃんと1キロ沖合に250メートル、260メートルの風車ができるとうなりますよというのは出してもらう、やっぱりそういうことはぜひ働きかけていただきたいと思います。

あと垂直見込み角という言葉があります。垂直見込み角というのは、課長ご存じだと思うのですが、鉄塔だとか風力発電のような建物がある距離から見たとき、どのくらい見上げないと見られないかということの角度なのですけれども、その角度がある一定度大きいと圧迫感を感じるようになるというふうに言われています。今回の計画段階環境配慮書でも各社垂直見込み角ということをいろいろ出しているわけですが、それ大事な話だと思うのです。ですので、ぜひそういう話も普通に一般に情報を出すような形にすべきかなというふうに思います。

あとこれはなかなかうんと相手は言ってくれないと思いますけれども、試験的に1キロ沖合に実際に風車立ててもらおうと、1基、250メートル、260メートルの、という方法もあると思うのです。それは、結局あちこちで実証実験やっているわけですので、その類いだというふうに考えられますし、実は実証実験って各地でやっているのですけれども、これから立てるものと違う条件が幾つかあって、1つが海岸からの距離なのです。先ほど福岡県の五島市沖の実例ということで壇上からたしか町長あったと思うのですが、あれは沖合5キロなのです、設置されているのが。あとほかの事例で言いますと、福島県沖の実証実験は20キロです、沖合。千葉県銚子市沖は3キロ沖合。一番近いと思われるのが北九州沖というやつなのですけれども、これでも1.4キロ。しかも、風車のサイズというのは遊佐町でこれから計画されているものより小ぶりなのです。ですので、250メートル、260メートルが1キロ先に立っているという実証事例は日本国内にないのです。ですので、ぜひそれは実証実験する価値があるし、そこまでやって理解を求めて進めるというのがやっぱり大事だと思うのです。ですので、そういうことも一見無理なように思いますが、ぜひ声を上げていく意味はあるかなというふうに思います。

そして、町長に伺います。簡潔にお答えお願いできればと思いますけれども、風力の話になりますけれども、先ほど4番議員のときに単語が出ました羽黒山周辺の風力発電に関しては、鶴岡市長も山形県知事もそれはどうなのという、景観上、歴史的に価値がある地域なので、文化的意味のある場所なので、ふさわしくないのではないかという発言をされています。ということは、風力発電、風さえ吹けばどこでもいいかという、必ずしもそうではないと思います。それでもいいのだという人も中にはいるようですけれども、そう考えたときに、陸上と洋上という違いありますけれども、白砂青松の遊佐の沿岸に今伸びてきたような規模の風車が立つということに関して、景観との調和ということに関して、町長はどういうふうにお感じになっているのか、簡潔にお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君）　　まず、私は先ほど4番議員に答弁したときに、県による設置基準、設定してもらいたいという話を申し上げました。そして、リスク管理のための協定書をしっかりと県がつくるべきではないかと、県が主導しているのですから。認可する権限というのは、実は町にはないのですが、一般会計、航路、それから漁業関係者等は、それは港湾とかいわゆるリスクがある感じで、例えば魚礁を設置しながらやってくれるのであれば、山形県漁協の理事長、組合長は、それは大いにやってもらいたいというような積極的な発言も出ているのも現実です。それらを見たときに、オール・オア・ナッシングで全てが駄目という形で私はないと思っています。そして、実は町の環境審議会、環境基本条例には、第8条の3項に景観も含めたものについて、環境審議会、環境基本条例でしっかりと打ち込んでますから、それら等で議論していただければ、景観等はやっぱり環境審議会で当然、8条、基本方針にありましたよね。8条の3です。景観も含めてそれらと環境基本条例にうたっているわけですから、それをしっかりと手順を踏んでいくということが重要ではないかと思っています。そして、情報をオープンにしないといろんな形の臆測を呼ぶということありますので、情報はやっぱり公開をしながら、だけれどもしっかり議論していただいて決めていくということ、手順を踏んでいきたいと、このように思っています。

　　以上です。

議 長（土門治明君）　　5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君）　　引き続きもう一問、町長にお聞きいたします。

　　今年度の施政方針で示されたしたたかな行政という言葉がありましたけれども、そういう見地からお答えいただきたいと思うのですけれども、洋上風力発電に関してのメリット、この町に関するメリットでよく言われるのが固定資産税が入ってくるという話があります。メリットの一つでしょうけれども。ところが、このことについて、昨年3月定例会で、高橋冠治議員の質問にその当時の担当課長が、もし固定資産税収入が洋上風力発電が立つことによって増えれば、地方交付税が、それに見合った額減らされるかもしれないということもあるというふうに述べております。ということは、結局、言葉がちょっと雑な言い方になりますけれども、ぬれ手で粟のように固定資産税が入るわけではないと、固定資産税相当額が入るわけでもないということだと思います。あるいは、原子力発電所を建てると、いわゆる電源三法交付金のようなお金も入ってくるわけですが、そういう仕組みも今のところはないと思います。風力発電を建てた自治体にお金を、交付金を出しますよということはない。

　　一方、遊佐町のエネルギー計画でも、電力の自給自足という言葉を使っているか分かりませんが、よく一般的には電力の自給自足なんていう言い方も世の中でしますけれども、ところがこれ冷静になって考えてみると、風車ができました、発電しました、その電気どこ行きますかということ、系統と言われる高圧電線に乗って遠くに基本的に行ってしまうわけなのです。ですので、町にはとどまらないのです、水だとか食料とは違うものです。もし発電業者が新電力として売電まで行えば若干状況は変わってきますけれども、それでも町民あまねくその恩恵を受けるといえないと思います。そういう前提で、実は県の担当者が来て説明会をしたときに、私がちょっと県担者に聞いたことあるのですけれども、東日本大震災のように広域で停電になったときに、風力発電がある遊佐町はそのおかげで停電しなかったよねということがもし起きるような状況ができれば、町民の納得も深まると思います。そういうことは可能なのかというふうに聞きました。そうしたところ、県の担当者は技術的に電線をもう一重張

り巡らせれば技術的にはできるのではないかと。だけれども、やるつもりはないという話をしていました。でも、そこから先はしたたかな行政という話ですけれども、何のために遊佐町の沖合を貸しているかという話になってくると思うのです。単なる場所貸しではないかというふうな話も出かねないと思うのです。ですので、例えばですよ。これできるかどうか分かりませんが、技術的にできるのであれば、もろもろの経費等も可能であれば、それこそ遊佐の町なかにもう一本電線を張り巡らせて、遊佐町であれば電気代ただですよと、あるいはよそが停電なっても風車が回っている限り電気は来ますよというようなところまでなるように持ってくということもあっていいのではないかと、したたかな行政としては、というふうに思います。ちなみに、計画どおりの発電能力があるとすれば原発0.5基分ぐらいの能力ですので、遊佐町が使って、だから容量が足りませんということはないはずですので、ぜひそういうことも含めて、荒唐無稽かもしれませんが、考えて大胆に行動してはいかがかなというふうに思いますが、ご所見を簡潔にお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） まず、したたかな行政と申し上げた経過について説明を申し上げます。岩石採取裁判というとんでもない原告と裁判で争うということは、本当にそんな、やっぱりしっかりしたたかであればなかなか裁判争えない。今までやられっ放しできた。環境基本条例が幾らできても、環境基本条例に基づかない行政をやってきたツケを今遊佐町は払っているのです。その辺を見れば、協定を結ぶものとする町は他の胴腹協に全部委ねて、岩石採取8.9ヘクタール取りますよ、岩石採取と書いていましたけれども、それスルーしてしまった。議会にも報告なしです。そういう行政はやっぱり駄目でしょうと。オープンにして、したたかにやらなければまずいでしょうと、裁判がと、そんな意味でしたたかな行政使わせていただいております。まず、固定資産税が入るから受け入れるという発想は私にはありませんでした。それは、固定資産税増えれば当然交付税は減らされます。3分の1しか残らないということも当然想定されるわけですけれども、最初に我が町で風車の計画あったときに、私は当時の議会の皆さんには地球にいいことをまずこの町から発信しようではありませんかと申し上げました。それは、CO₂を出さない。原子力でもない。化石燃料を燃やしてCO₂を延々と出し続ける発電よりも、設置には多少費用はかかるのですけれども、やっぱり原料として外国から油を、石炭を輸入することなく、環境に優しい町の第一歩が日本の中で我が町から始まるぐらいの気持ちで風力発電受け入れたいということを申し上げました。その考えは、依然として変わりありません。税収が入るから、入らないからの発想ではないと思います。ただ、地域として風が非常に強いというエリア、この地域の特徴をやっぱり生かしながら、実は酒田港をメンテナンスと中心に据えることができれば素晴らしいことだと思っていますし、メンテナンスの会社も遊佐町でなくても酒田に来てもらってもそれはいいわけですから、そんな形で雇用の場がこの庄内地域に広がるということが地域にとっては非常に、再生可能エネルギー導入のメンテナンスの基地に酒田港なるということが物すごく地域の、山形県の港湾の大きな役割としてクローズアップされる、そして経済的にも地域に豊かさをもたらす、このようになることのほうが重要なのではないかなと思っています。

そして、今電気をまた線をつないで遊佐町全部が停電しないというのは仮想でいけば、バーチャルの世界かもしれませんが、話ありました。私は、そういうことまでは求める必要はないと思っています。なぜならば西遊佐の地区のまちづくりセンターに風車の関連事業者からソーラーをかなりの数設置をしていた

だいて、もしも停電したとき3日間はその蓄電施設で、まちづくりセンターがあって、賄える電力はあると、停電をしないということをまさに地域貢献型という形で事業者、酒田の1社からやっていただいています。逆に言えば、遊佐沖の風力発電が大規模に行われるのであれば、例えば各地域のまち協にそういうお願いが地域貢献型でできないかとか、それから病院等の非常にやっぱり緊急を要する、電気が消えてもらっては困るような施設についてはそういうふうなお願いをしながら、地域貢献という形で進めることができれば素晴らしいことだと思っていますので、何も税収が入るから飛びつくという発想は最初から持っていませんでした。たまたま償却資産税が入ったということですが、人口は減るのでしょうし、税収はますます落ちていくとは思っていますが、だけれども再生可能エネルギー、風力だけでなくソーラーとかいろんな取組を事業者からやっていただくことによってこの町の経済的なもの、いわゆる基礎財政指数ですが、今まで0.29、0.2台でしたが、やっと令和元年度で0.3を越しました。やっと3割自治の復活になったということ。そのようにやっぱり足腰の強い行政を目指して進めてまいればと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） いろいろ長々とありがとうございました。

時間もなくなりましたので、次の項目に参りますけれども、農地に関してです。壇上の答弁で、中山間地等直接支払制度があるということ強調されていましたが、現場レベルからすれば、確かにその制度はありがたいです。なければもっと苦しい状況になっていたというのは当然ありますけれども、一方で、だから大丈夫なのだということにはならないという現状があります。場所によりけりです。その人によりけりですけれども、もはやお金は要らないから、もう耕作もできない、体がもたないという人も出てきておりますので、やはりそこら辺はきちんと見ていただきたいなという思いがあります。

それからもう一つ、昨今国で制度を議論されております相続登記の義務化という話があります。それは、今のところ……

（「相続の義務化、相続放棄の義務化」の声あり）

5番（齋藤 武君） いや、相続したときの登記、登記。

（「登記」の声あり）

5番（齋藤 武君） 登記の義務化です、という話があります。今までは、土地に関しては財産で、あくまでも権利であったので、相続に伴う登記をしない人はいないだろうという民法の前提でしたけれども、最近ではマイナスの財産、負けるほうの不動産ということも場合によってはありまして、登記手続をしない人がいると。それに、国も困って、相続に伴う所有権移転の登記を義務化しようという方向に移っております。そうすると、当然宅地だけでなく田も畑も入ってくるわけですが、そういうこともあるという中において、やはり畑だとか田、いわゆる農地、農業に関することは、先ほど申し上げたとおり全国的な制度もありますので、遊佐町が幾ら騒いでも、頑張ってもなかなか、ではすぐなるかって、それはならないと私も思っています。だけれども、せめてこういう論点が遊佐町ではありますよというのを洗い出して取りまとめをし、こういうふうにすればひょっとしたらこれ解決できるのではないかというような道筋を探るといことはあってしかるべきかなと思いますし、やはりそれはもう早めにぜひスタートいただけたらいいのかなというふうに思います。細かい話をして恐縮ですが、農業委員会の会長に簡潔に

答弁いただきたいのですが、非農地証明という制度があります。遊佐町の農業委員会の取組だと、亡くなってから20年経過が一つの要件であるようですけれども、ほかの場所ではそれ10年というところもあるのです。私は、別にその農地を農地でない状態にするのを推奨しているわけではなくて、あくまでも宙ぶらりんの状態というのはやはりまずいだらうと。困っている人もいっぱいいるわけですので、早い段階でどっちか片をつけるという意味において、もうちょっと短縮するということも検討していいかなというふうに思うのですけれども、例えば10年と20年という違いがあることが現実ですので、遊佐町は20年です。そこら辺ちょっともし見解があれば、一言で結構ですので、お願いします。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） お答えします。

そのことについてですけれども、自分が農業委員会に入ったときにそのこと質問したのです。20年という一つの区切りの中で動いているということでしたので、その点はあまり追及しませんでした。確かに10年から20年と決めた理由というのは、前決めたと思いますけれども、あえて20年以上たった農地に関しては転用は、20年たって建っている建物なんかは自然と農地転用させたという経緯はありますけれども、10年と20年の境目というのは、私の段階では検討しませんでした。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） その辺議論を深めていけばいろんな論点が出てくると思います。例えばあとそのほかですけれども、林地化の話を少し申し上げましたけれども、林業が衰退しているから林地化はする必要はないという意見も一部あるかもしれないのですけれども、私はこれは今現在主流の針葉樹林業から切り離して考えていいのかなと思います。ですので、もし林地化するとすれば針葉樹ではなくて雑木を植えて戻すとか、そういうふうに考えれば林業を圧迫するという話にはなっていないでしょうし、林業衰退論とカップリングしなくなってくるというふうに思います。

あと宅地転用の話ですけれども、思いのほか農村部というのは流通する不動産少ないです、宅地に関して。それは、空き家がいっぱいあるけれども、売り買いが少ないということになってくるわけですが、そうしたときに、私自身がそうだったのですが、やはり場合によっては土地を求めて家を建てたい、そして農業をしたい、そこに住みたいという人もいるかもしれないのです。ところが、今現在だと宅地転用の要件としては、現に宅地であるところにくっついていないと駄目だとか、いろいろ要件があるわけなのです。だけれども、野中の一軒家だといろいろその後も大変でしょうけれども、例えばですよ、隣が宅地に隣接してなくても町道に隣接している土地です。その町道には水道が通っています。町道も舗装されています。近隣の人がオーケーしています。そういうような場所に、そこに住みたいので、若い世代が、引っ越したい、家を建てたいといった場合に、そういう場合は認めてもいいのかなと思うのです、宅地転用。今のところ駄目です。農振地域だとか、そういう兼ね合いもありますから、単純ではないの分かっていますけれども、ですので宅地転用もいろんなケースが考えられますので、ぜひ幅広く検討していただきたいということでもあります。

あと林地化に戻って1点申し上げますと、鳥獣、鳥だとか獣との緩衝地帯もしっかりつくるというのは当然欠かせませんので、そこはちょっと言い忘れましたので、指摘したいと思います。ちょっとすみません、時間がないので、質問が十分できなかったわけですが、とにかく手間がかかる。論点が多いの

で時間かかる。だけれども、進めなければ容易でない方向に行ってしまうということは間違いありませんので、場合によっては構造改革特区の制度だとかもろもろ使いながらぜひ積極的に議論を深めていただきたいと、農地に関して議論を深めていただきたいというふうに思いまして、終わりますけれども、ご指摘があれば最後によりしくお願いします。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） お答えします。

農地には種類ありまして、甲種農地、1種農地あります。2種農地、3種農地に関しては、ある程度転用は可能ですけれども、基盤整備したところは、あのところは1種農地です。まず、原則的に農地は駄目なのですけれども、例えば吹浦の部落の中に農地があったとします。畑があったとします。それは、1種農地とした場合、ここは普通は農地転用できないのですけれども、例えば移住してきてここを駐車場にしたいとなったときには、今まで確かに畑つくっていたのですけれども、移住してきてやっぱり人口増えるということで、そういうときには駐車場をとという観点は大丈夫ですけれども、1種農地と2種農地の違いというのがありますので、それに関しては原則的にはたとえいい場所であってもできないし、例えば今余目ありますけれども、余目は全部1種農地なのです。ですから、原則的に建てないってあるのですけれども、その辺もあります。ただ、それが2種農地であるのであれば何とか検討して建てる方向に、本当は駄目なのですけれども、場合によっては総会にかけて、いいですよと総会で決めればいいのですけれども、その境目というのが、やっぱり国がありますので、そこはちょっと検討があります。ただ、1種農地でありましても庁舎とか、それから土地改良区とか、デパートとか雇用する場合は町長の許可を取ってやることありますけれども、その辺の基準だけは国ですので、できないということでもありますけれども、1種農地と2種農地の違いって、それありますので、そこは検討していいと思います。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日9月9日午前10時まで散会いたします。

（午後5時11分）